

日田市中小企業振興計画

【 第 1 期 計 画 】

平成29年3月

日 田 市

目 次

はじめに · · · · ·	1
序章 計画策定の趣旨 · · · · ·	2
1. 計画策定の目的	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の進捗管理・効果検証	
4. 計画の期間と見直しの時期	
第1章 日田市の中小企業を取り巻く環境 · · · · ·	3
1. 日田市の経済・産業構造等の概要	
第2章 日田市の中小企業の現状と課題 · · · · ·	12
1. 経営基盤の安定強化	
2. 円滑な事業承継	
3. 地域商店街の活性化	
4. 付加価値の高い商品・サービスづくり	
5. 創業の促進	
6. 人材の確保	
第3章 基本施策（基本方針の具現化に向けた主要な取組・事業） · · · · ·	21
1. 計画の基本方針と施策	
2. 基本方針ごとの方向性・取組内容・目標値等	
第4章 計画の推進について · · · · ·	32
1. 計画の推進体制	
2. 関係団体の役割	
3. P D C A サイクルによる計画の進捗管理と効果検証	
参考資料 · · · · ·	35
日田市中小企業振興基本条例	
日田市中小企業振興推進会議設置要綱	

はじめに

本市では、従業員数300人未満の事業所が市内事業所全体の99%以上を占めており、市内事業所のほとんどが中小企業です。中小企業は、市内の経済や雇用を支えるだけでなく、地域振興活動を通じて地域を活性化するための重要な担い手となっています。

しかしながら、中小企業を取り巻く環境は、少子高齢化による労働力人口の減少や為替格差による国際競争の激化など、様々な困難や課題が日々生じています。

こうした中、本市では、地域社会を支える大きな役割を担っている中小企業の振興を市や中小企業支援団体等の各関係機関が、中小企業と相互に連携して推進していくことを明確にし、将来を見据えた持続的な施策を展開していくため、2016（平成28）年4月に、中小企業振興に関する基本理念などを定めた「日田市中小企業振興基本条例（以下「条例」という。）」を施行しました。

この条例の実効性を担保し、基本方針に基づき、市内の中小企業の振興を総合的かつ計画的に行うため、中小企業振興に関する施策や目標値を示した「日田市中小企業振興計画」（以下「計画」という。）を策定し、計画に基づく施策の展開によって、地域経済の活性化を促進していきます。

本計画では、条例の基本方針である「経営基盤の安定強化」「地域内の経済循環の創出」「経営拡大及び新分野進出の促進」「創業の促進」「人材の育成確保並びに事業環境の整備」の5つを中小企業振興の柱として位置づけました。豊かな自然や人材などの多様な地域資源を活用し、中小企業支援団体等の関係機関との連携を図りながら、産業の競争力を高め、中小企業を活性化することで、安定した雇用の創出を図りたいと考えています。

また、本計画に基づいて実施する具体的な施策は、実施状況を公表し、より高い効果が発現されるよう、条例の推進組織である「日田市中小企業振興推進会議」にて評価・検証を行い、施策の見直しを行うことで、活力ある地域づくりを展開していきます。

中小企業（者）及び小規模企業（者）の定義について

本計画において、「中小企業（者）」及び「小規模企業（者）」とは、中小企業基本法第2条第1項及び第5項の規定により下記の範囲とします。

【中小企業（者）の範囲】

業種	資本金	従業員数
製造業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

【小規模企業（者）の範囲】

業種	従業員数
製造業、その他の業種	20人以下
商業・サービス業	5人以下

序章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

本計画は、条例の基本方針に基づき、本市の中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重し、市や中小企業支援団体、金融機関、大企業、大規模小売店舗、学校及び大学、市民が一体となって、中小企業振興のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画では、条例第19条第1項の規定に基づき、中小企業の振興に関する目標や施策を示します。

中小企業の振興は、市政運営の最上位計画である「第6次日田市総合計画（以下「総合計画」という。）」及び2060年の将来人口目標50,000人の維持等に向け策定された「日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」に位置付けられた関連施策との整合性を保ちながら取組を進めます。

また、この計画での中小企業の振興に関する施策の範囲は、商工業を中心とした市内の中小企業や中小企業関連団体を直接の対象とした取組であり、結果として中小企業の振興に繋がるもの（例：観光振興、農林業振興等）は、「日田市観光振興基本計画」や「日田市農業振興ビジョン」、「新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョン」など、既存の各種振興計画等との関連性を保ちながら推進していきます。

3. 計画の進捗管理・効果検証

計画の進捗管理及び効果の検証は、市内の事業所訪問等により中小企業の実態を把握するとともに、中小企業をはじめとする関係者の意見を広く聞く機会として「日田市中小企業振興推進会議」を設けて、進捗状況の報告や客観的な検証を行い、必要な見直しを図ります。

4. 計画の期間と見直しの時期

本計画の期間は、総合計画と合わせ2017（平成29）年度から2027（平成39）年度までの11箇年とします。ただし、当初の目標数値は平成31年度までの3年間とし、以降4年を基本に目標値を定めます。

また、条例の趣旨を考慮して、経済状況等の急速な変化や計画の進捗状況、国や県の動向を見据えながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

第1章 日田市の中小企業を取り巻く環境

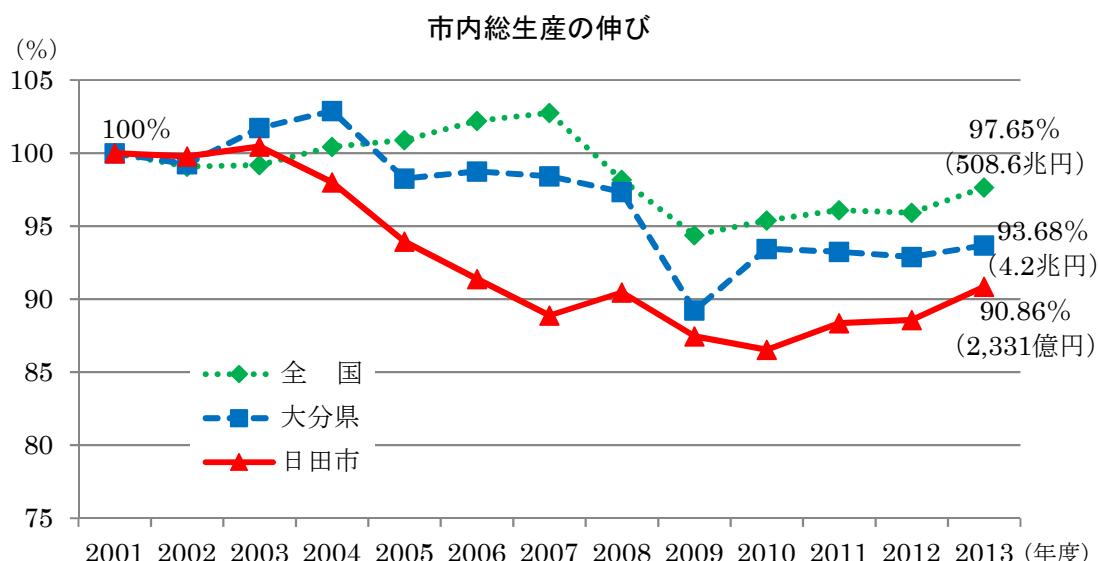
1. 日田市の経済・産業構造等の概要

①市内総生産と市民所得：低い水準で推移

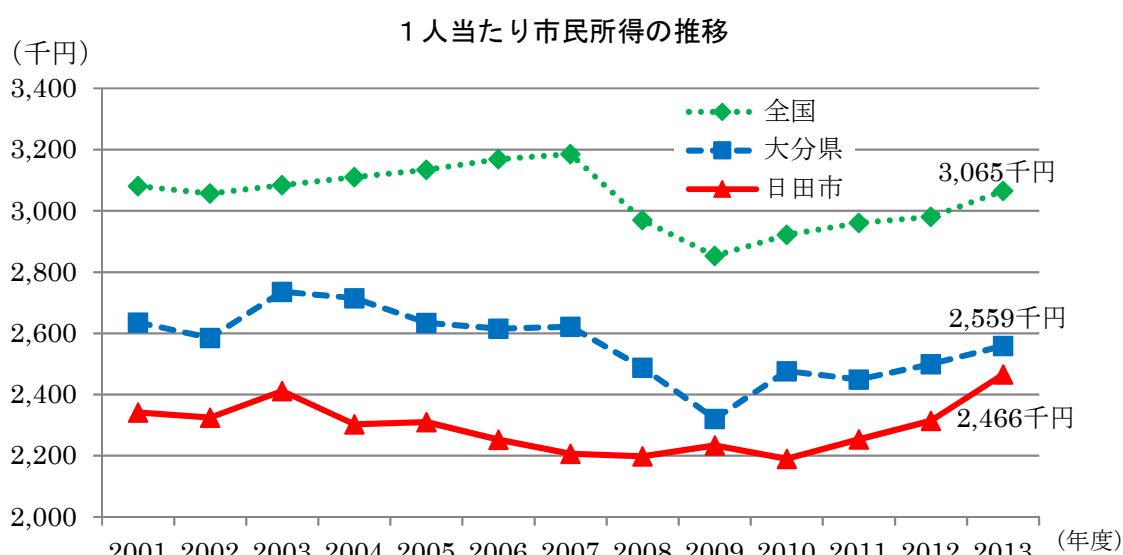
市内総生産は、2003（平成15）年度から2010（平成22）年度にかけて減少傾向にありました。以降は緩やかに回復しています。特に製造業の伸びが市内総生産に大きな影響を与えています。

また、1人当たりの市民所得も2003（平成15）年度以降は減少傾向にありました。2010（平成22）年度以降は増加しています。

しかしながら、全国平均や大分県平均と比較すると、差は減少傾向にあるものの依然として低い水準で推移しています。



（資料）大分県「平成25年度県民経済計算」、内閣府「平成25年度国民経済計算年報」



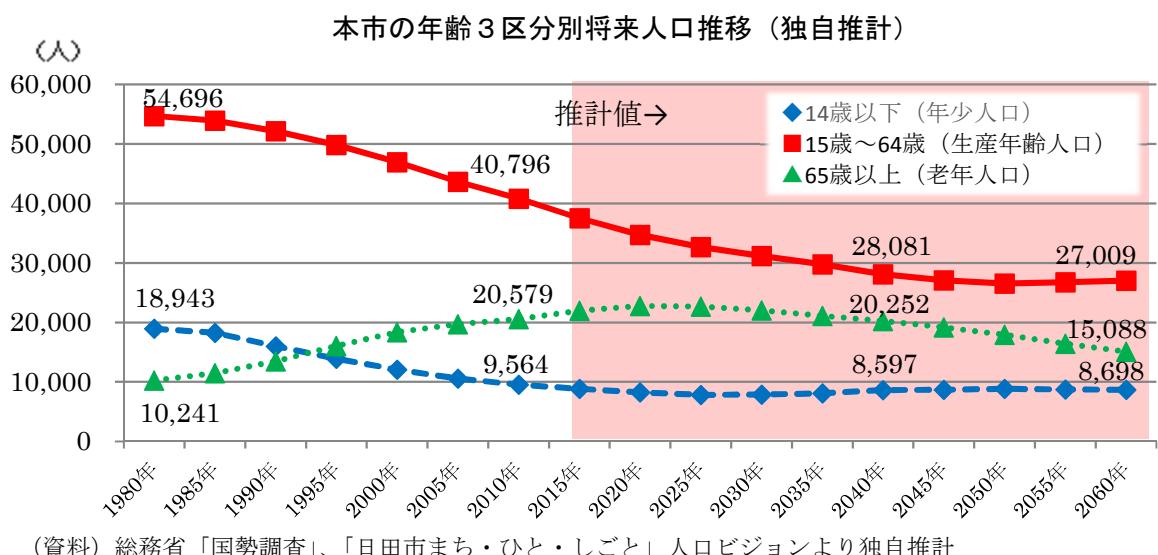
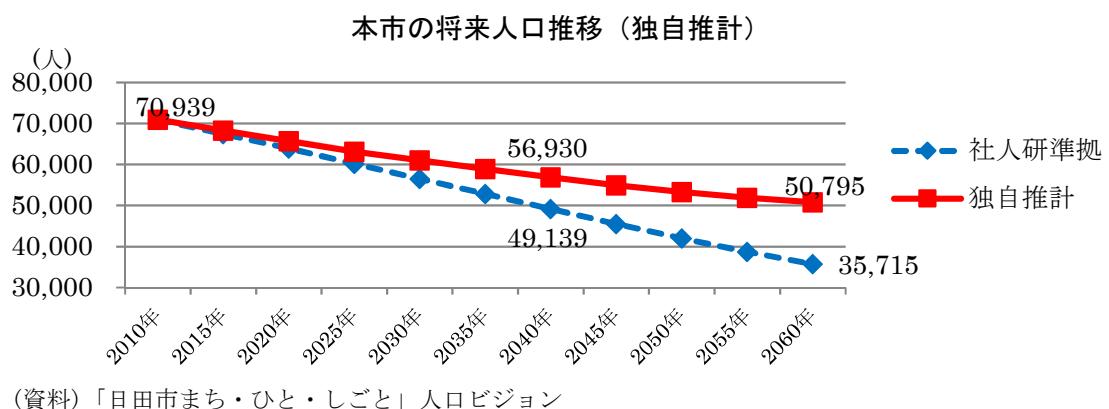
（資料）大分県「平成25年度県民経済計算」、内閣府「平成25年度国民経済計算年報」

②人口の推移と見通し：将来人口 5 万人を目指

本市の人口は、1955（昭和 30）年の 99,948 人をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）を基準とした国のデータ（以下「社人研準拠」という。）では、2040（平成 52）年の人口は 49,139 人と 2010（平成 22）年の国勢調査人口 70,939 人と比較し、21,800 人、30.7% の減少が見込まれています。

このため、本市においては「日田市まち・ひと・しごと創生」人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）を策定し、自然増対策及び社会増対策に積極的に取り組み、確実に人口減少を抑制することにより、社人研準拠と比較して、2040（平成 52）年においては、人口 56,930 人（社人研準拠比で 7,791 人増）、2060（平成 72）年において 50,795 人（社人研準拠比で 15,080 人増）を目指しています。

また、年齢 3 区別人口の推移をみると、1995（平成 7）年以降、65 歳以上の老人人口が、14 歳以下の年少人口を上回っています。人口ビジョンでは、2030（平成 42）年から年少人口が増加に転じ、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口も 2050（平成 62）年から増加に転じることで、人口構成の改善を図っていくこととしています。



③従業者規模別事業所数・従業者数：市内事業所のほとんどが中小企業

市内の事業所数、従業者数を従業者規模別にみると、従業者 300 人未満の事業所は、事業所数では全体の 99.9%、従業者数では市内全従業者数の 98.6%を占めており、市内に立地する事業所のほとんどが中小企業です。また、全国や大分県と比較すると、従業者 9 人以下の経営規模の小さな事業所（日田市 83.8%、大分県 79.3%、全国 77.9%）の比率が高いことが伺えます。

従業者規模別事業所数・従業者数（2014 年）(単位：事業所、人)

日田市	事業所数			従業者数		
	実数	構成比		実数	構成比	
総数(公務を除く)	4,217	100.0%	99.9%	29,425	100.0%	100.0%
1～4 人	2,722	64.6%		5,589	19.0%	98.6%
5～9 人	815	19.3%		5,244	17.8%	
10～29 人	515	12.2%		8,414	28.6%	
30～49 人	88	2.1%		3,311	11.3%	
50～99 人	53	1.3%		3,774	12.8%	
100～299 人	18	0.4%		2,688	9.1%	
300 人以上	1	0.0%	0.0%	405	1.4%	1.4%
出向・派遣従業者のみ	5	0.1%	0.1%	—	—	—
大分県	事業所数			従業者数		
	実数	構成比		実数	構成比	
総数(公務を除く)	54,521	100.0%	99.5%	487,503	100.0%	100.0%
1～4 人	32,713	60.0%		69,034	14.2%	91.3%
5～9 人	10,525	19.3%		68,737	14.1%	
10～29 人	8,277	15.2%		132,857	27.2%	
30～49 人	1,492	2.7%		55,671	11.4%	
50～99 人	867	1.6%		58,816	12.1%	
100～299 人	387	0.7%		59,978	12.3%	
300 人以上	67	0.1%	0.1%	42,410	8.7%	8.7%
出向・派遣従業者のみ	193	0.4%	0.4%	—	—	—
全国	事業所数			従業者数		
	実数	構成比		実数	構成比	
総数(公務を除く)	5,541,634	100.0%	99.4%	57,427,704	100.0%	100.0%
1～4 人	3,225,428	58.2%		6,897,835	12.0%	85.3%
5～9 人	1,090,283	19.7%		7,137,319	12.4%	
10～29 人	881,001	15.9%		14,242,071	24.8%	
30～49 人	161,096	2.9%		6,052,377	10.6%	
50～99 人	101,321	1.8%		6,913,604	12.0%	
100～299 人	49,065	0.9%		7,751,570	13.5%	
300 人以上	12,247	0.2%	0.2%	8,432,928	14.7%	14.7%
出向・派遣従業者のみ	21,193	0.4%	0.4%	—	—	—

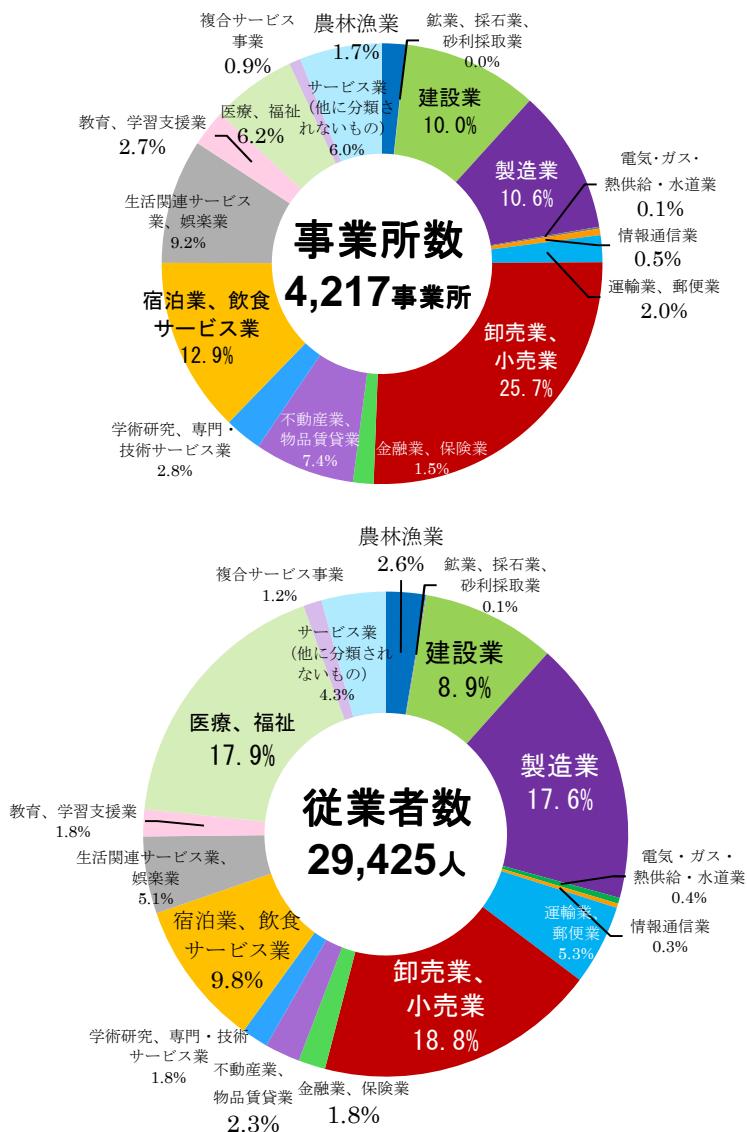
(資料) 総務省「平成 26 年経済センサス 基礎調査」

④産業大分類別の事業所数・従業者数：小規模な製造業が多い

市内の産業構造を事業所数、従業者数の構成比からみると、事業所数では卸売業・小売業（25.7%）、宿泊業、飲食サービス業（12.9%）、製造業（10.6%）、建設業（10.0%）の順に高くなっています。特に製造業の占める割合は、県下では姫島村（11.3%）について高く、実数でも大分市（794 事業所）に次いで 2 番目に多い 447 の事業所を有しています。

また、従業者数の構成比では、卸売業、小売業（18.8%）、医療、福祉（17.9%）、製造業（17.6%）の順に高くなっています。県下の自治体で全産業の製造業の占める割合は、事業所数では高いものの従業者数では 9 番目となり、市内には小規模な製造業の事業所が多いことが伺えます。

日田市の産業大分類別事業所数・従業者数の構成比



(資料) 総務省「平成 26 年経済センサス 基礎調査」

※事業所数及び従業者数は公務を除く民営事業の数です。

⑤市内の商工業の特性

【工業】：木材関連産業や飲料産業が盛ん

市内の工業は、市域の約 80%が森林という地理的要因もあり、木材や家具、パルプ・紙などの木材関連産業が、事業所数及び従業者数においても、高い比率（事業所数 48.7%、従業者数 32.9%）を占めており、基幹産業となっています。

これらの木材関連産業は、県内の製造品出荷額等においても高いシェア（木材 60.1%、家具 41.7%）を有しています。また、豊富な地下水源を生かした飲料産業の製造品出荷額等は、市内で最も多く、工業全体の約半数（47.0%）を占めています。

日田市の産業中分類別統計表（従業者 4 人以上）

	事業所数		従業者数		大分県の製造品 出荷額等 【A】(万円)	日田市の製造品 出荷額等 【B】(万円)	【B】/【A】 (%)
	(事業所)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)			
総 数	203	100.0	4,135	100.0	455,894,685	11,303,240	2.5
9 食料品	32	15.8	510	12.3	14,685,174	629,909	4.3
10 飲料・たばこ	13	6.4	363	8.8	12,980,218	5,316,079	41.0
11 繊維	12	5.9	208	5.0	1,765,896	85,782	4.9
12 木材	73	35.9	818	19.8	2,609,044	1,567,379	60.1
13 家具	24	11.8	527	12.7	1,322,580	550,918	41.7
14 パルプ・紙	2	1.0	17	0.4	2,946,789	—	—
15 印刷	7	3.4	48	1.2	1,344,089	32,325	2.4
17 石油・石炭	1	0.5	4	0.1	74,997,509	—	—
18 プラスチック	1	0.5	9	0.2	6,762,358	—	—
20 なめし革	3	1.5	74	1.8	248,375	231,875	93.4
21 窯業・土石	12	5.9	103	2.5	12,321,707	158,221	1.3
24 金属製品	10	4.9	369	8.9	5,842,003	674,823	11.6
25 はん用機械	1	0.5	9	0.2	6,897,496	—	—
26 生産用機械	2	1.0	65	1.6	4,167,457	—	—
27 業務用機械	1	0.5	243	5.9	21,193,433	—	—
28 電子部品	1	0.5	271	6.6	27,343,373	—	—
29 電気機器	1	0.5	315	7.6	4,021,268	—	—
30 情報通信	1	0.5	16	0.4	19,141,537	—	—
31 輸送機器	3	1.5	120	2.9	54,256,266	182,597	0.3
32 その他製品	3	1.5	46	1.1	741,531	81,728	11.0

（資料）経済産業省「平成 26 年 工業統計調査」

【卸売業】：食料・飲料卸売業や建築材料卸売業が多い

市内の卸売業の構成を産業小分類別の事業所数、従業者数の構成比から見ると、事業所数では、食料・飲料卸売業が 25.5%（全国 10.9%、大分県 14.4%）、建築材料卸売業が 13.7%（全国 10.0%、大分県 11.9%）、農畜産物・水産物卸売業が 10.5%（全国 11.0%、大分県 14.5%）の順に高くなっています。

また、従業者数では、食料・飲料卸売業 27.8%（全国 11.2%、大分県 21.7%）、建築材料卸売業 21.0%（全国 7.2%、大分県 8.7%）、農畜産物・水産物卸売業 12.5%（全国 10.7%、大分県 16.7%）の順に高く、全国・大分県と比較すると、事業所数、従業者数ともに、食料・飲料卸売業や建築材料卸売業の比率が高い構成となっています。

日田市の卸売業産業分類別事業所数、従業者数、年間総品販売額

産業分類	事業所数		従業者数		年間商品販売額	
	(事業所)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(万円)	構成比(%)
卸売業計	153	100.0	960	100.0	2,822,107	100.0
各種商品卸売業	-	-	-	-	-	-
繊維・衣服等卸売業	7	4.6	26	2.7	54,784	1.9
繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)	-	-	-	-	-	-
衣服卸売業	5	3.3	6	0.6	x	x
身の回り品卸売業	2	1.3	20	2.1	x	x
飲食料品卸売業	55	36.0	387	40.3	691,246	24.5
農畜産物・水産物卸売業	16	10.5	120	12.5	281,108	10.0
食料・飲料卸売業	39	25.5	267	27.8	410,138	14.5
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	34	22.2	264	27.5	1,083,927	38.4
建築材料卸売業	21	13.7	202	21.0	748,910	26.5
化学製品卸売業	2	1.3	5	0.5	x	x
石油・鉱物卸売業	5	3.3	41	4.3	x	x
鉄鋼製品卸売業	-	-	-	-	-	-
非鉄金属卸売業	-	-	-	-	-	-
再生資源卸売業	6	3.9	16	1.7	10,856	0.4
機械器具卸売業	30	19.6	173	18.0	592,626	21.0
産業機械器具卸売業	12	7.8	39	4.1	102,752	3.6
自動車卸売業	13	8.5	116	12.1	411,602	14.6
電気機械器具卸売業	4	2.6	17	1.8	x	x
その他の機械器具卸売業	1	0.7	1	0.1	x	x
その他の卸売業	27	17.7	110	11.5	399,524	14.2
家具・建具・じゅう器等	5	3.3	35	3.7	x	x
医薬品・化粧品等卸売業	6	3.9	22	2.3	232,530	8.2
紙・紙製品卸売業	2	1.3	5	0.5	x	x
他に分類されない卸売業	14	9.2	48	5.0	82,718	2.9

(資料) 経済産業省「平成 26 年 商業統計調査」

【小売業】：その他食料品小売業がやや多い

市内の小売業の構成を産業小分類別の事業所数、従業者数の構成比から見ると、事業所数では、その他の飲食料品小売業 12.2%（全国 13.3%、大分県 13.1%）、他に分類されない小売業 9.9%（全国 10.3%、大分県 10.1%）、医薬品・化粧品小売業 8.7%（全国 9.1%、大分県 8.7%）の順に高くなっています。

また、従業者数では、その他の飲食料品小売業 15.0%（全国 16.6%、大分県 15.1%）、各種食料品小売業 13.1%（全国 12.7%、大分県 15.8%）、燃料小売業 8.2%（全国 4.5%、大分県 5.9%）の順に高く、全国・大分県平均と比較すると、事業所数、従業者数ともに構成比に大きな変化は見られません。

日田市の小売業産業分類別事業所数、従業者数、年間総品販売額

産業分類	事業所数		従業者数		年間商品販売額	
	(事業所)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(万円)	構成比(%)
小売業計	727	100.0	3,494	100.0	6,349,889	100.0
各種商品小売業	6	0.8	92	2.6	182,363	2.9
百貨店、総合スーパー	1	0.1	66	1.9	x	x
その他の各種商品小売業	5	0.7	26	0.7	x	x
織物・衣服・身の回り品小売業	87	12.0	273	7.8	399,561	6.3
呉服・服地・寝具小売業	11	1.5	33	0.9	38,987	0.6
男子服小売業	11	1.5	38	1.1	61,153	1.0
婦人・子供服小売業	37	5.1	123	3.5	187,453	3.0
靴・履物小売業	8	1.1	14	0.4	28,707	0.5
その他の織物・衣服・身の回り品小売業	20	2.8	65	1.9	83,261	1.3
飲食料品小売業	235	32.3	1,359	38.9	2,112,779	33.3
各種食料品小売業	21	2.9	456	13.1	1,104,592	17.4
野菜・果実小売業	12	1.7	42	1.2	43,569	0.7
食肉小売業	17	2.3	65	1.9	69,573	1.1
鮮魚小売業	7	1.0	17	0.5	26,942	0.4
酒小売業	40	5.5	101	2.9	116,140	1.8
菓子・パン小売業	49	6.7	155	4.4	89,145	1.4
その他の飲食料品小売業	89	12.2	523	15.0	662,818	10.4
機械器具小売業	82	11.3	415	11.9	948,279	14.9
自動車小売業	50	6.9	263	7.5	567,903	8.9
自転車小売業	3	0.4	6	0.2	5,275	0.1
機械器具小売業(自動車、自転車を除く)	29	4.0	146	4.2	375,101	5.9
その他の小売業	281	38.7	1,157	33.1	2,253,868	35.5
家具・建具・畳小売業	10	1.4	27	0.8	25,704	0.4
その他のじゅう器小売業	17	2.3	37	1.1	59,175	0.9
医薬品・化粧品小売業	63	8.7	257	7.4	589,604	9.3
農耕用品小売業	10	1.4	34	1.0	35,923	0.6
燃料小売業	52	7.2	287	8.2	949,040	15.0
書籍・文房具小売業	17	2.3	127	3.6	117,354	1.9
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	19	2.6	70	2.0	126,629	2.0
写真機・時計・眼鏡小売業	21	2.9	55	1.6	64,364	1.0
他に分類されない小売業	72	9.9	263	7.5	286,075	4.5
無店舗小売業	36	5.0	198	5.7	453,039	7.1
通信販売・訪問販売小売業	24	3.3	176	5.0	344,644	5.4
自動販売機による小売業	8	1.1	12	0.3	3,034	0.1
その他の無店舗小売業	4	0.6	10	0.3	105,361	1.7

(資料) 経済産業省「平成 26 年商業統計調査」

【サービス業】：不動産賃貸業や飲食店、宿泊業などが多い

本市のサービス関連産業Bの産業中分類別構成比は、事業所数では、飲食店（26.7%）、不動産賃貸業・管理業（20.1%）、洗濯・理容・美容・浴場業（19.1%）の順に高く、従業者数は、飲食店（28.9%）、宿泊業（12.1%）洗濯・理容・美容・浴場業（11.9%）の順に高くなっています。

また、全国や大分県と比較すると、事業所数では不動産賃貸業・管理業（全国 14.1%、大分県 11.7%）の比率が高く、従業者数では飲食店（全国 23.2%、大分県 22.4%）、宿泊業（全国 4.3%、大分県 10.1%）の比率が高くなっています。

日田市の事業所に関する統計－産業別集計（サービス関連産業B）

産業分類	事業所数	従業者数(人)		年間売上 (収入)金額 (百万円)
		構成比(%)	構成比(%)	
サービス業B合計	1,275	100	5,219	100
情報通信業（注 2）	2	0.2	12	0.2
情報サービス業	1	0.1	11	0.2
インターネット附随サービス業	1	0.1	1	0.0
不動産業、物品賃貸業	286	22.4	502	9.6
不動産取引業	13	1.0	31	0.6
不動産賃貸業・管理業	256	20.1	356	6.8
物品賃貸業	17	1.3	115	2.2
学術研究、専門・技術サービス業	97	7.6	428	8.2
学術・開発研究機関	—	—	—	—
専門サービス業(他に分類されないもの)	41	3.2	127	2.4
広告業	2	0.2	10	0.2
技術サービス業(他に分類されないもの)	54	4.2	291	5.6
宿泊業、飲食サービス業	423	33.2	2,251	43.1
宿泊業	58	4.5	630	12.1
飲食店	341	26.7	1,509	28.9
持ち帰り・配達飲食サービス業	24	1.9	112	2.1
生活関連サービス業、娯楽業	290	22.7	1,039	19.9
洗濯・理容・美容・浴場業	243	19.1	622	11.9
その他の生活関連サービス業	26	2.0	133	2.5
娯楽業	21	1.6	284	5.4
教育、学習支援業（注 3）	73	5.7	203	3.9
その他の教育、学習支援業	73	5.7	203	3.9
サービス業(他に分類されないもの)(注 4)	104	8.2	784	15.0
廃棄物処理業	9	0.7	77	1.5
自動車整備業	46	3.6	157	3.0
機械等修理業(別掲を除く)	12	0.9	52	1.0
職業紹介・労働者派遣業	4	0.3	16	0.3
その他の事業サービス業	33	2.6	482	9.2
その他のサービス業	—	—	—	—

（資料）総務省「平成 24 年経済センサス 活動調査」

（注 1）サービス関連産業Bとは、「G 情報通信業（注 2）」、「K 不動産業、物品賃貸業」、「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業（注 3）」及び「R サービス業(他に分類されないもの)(注 4)」をさす。

（注 2）「37 通信業」、「38 放送業」及び「41 映像・音声・文字情報制作業」を除く。

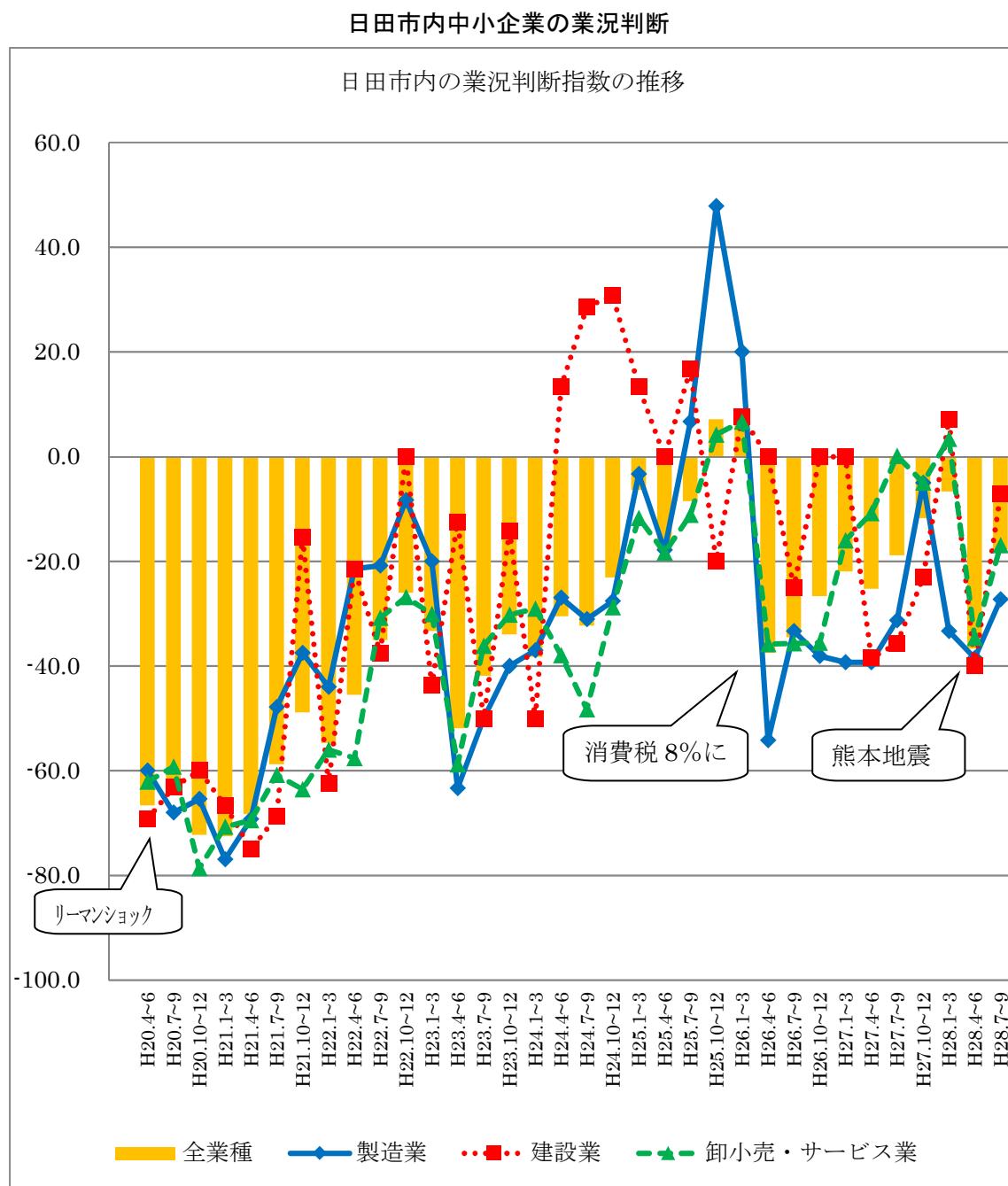
（注 3）「81 学校教育」を除く。

（注 4）「93 政治・経済・文化団体」及び「94 宗教」を除く。

⑥市内商工業の業況判断：低迷からやや回復傾向にあったが、熊本地震の影響で悪化へ

日田商工会議所が四半期毎に調査する市内の景況判断指数は、依然としてマイナスの状況が続いているが、2014（平成 26）年4月に消費税が8%に引き上げられた以降は、製造業やサービス業の景況感の回復により、マイナス幅が減少傾向にありました。

しかしながら、2016（平成 28）年4月に発生した熊本地震の影響により、市内の景況感は一挙に悪化しており、今後の動向を注視しなければなりません。



(資料) 日田商工会議所調査「日田市中小企業景気動向調査」

第2章 日田市の中小企業の現状と課題

国や県の統計データや「日田市内の企業アンケート」結果（2013（平成25）年11月実施）、「日田市中小企業訪問調査」結果（2016（平成28）年7月～9月実施）、「事業承継に関するアンケート調査」結果（2016（平成28）年5月～9月実施）などの意見を参考に、本市の中小企業を取り巻く現状・課題を整理し、それらの課題に対応する施策の考え方を示します。

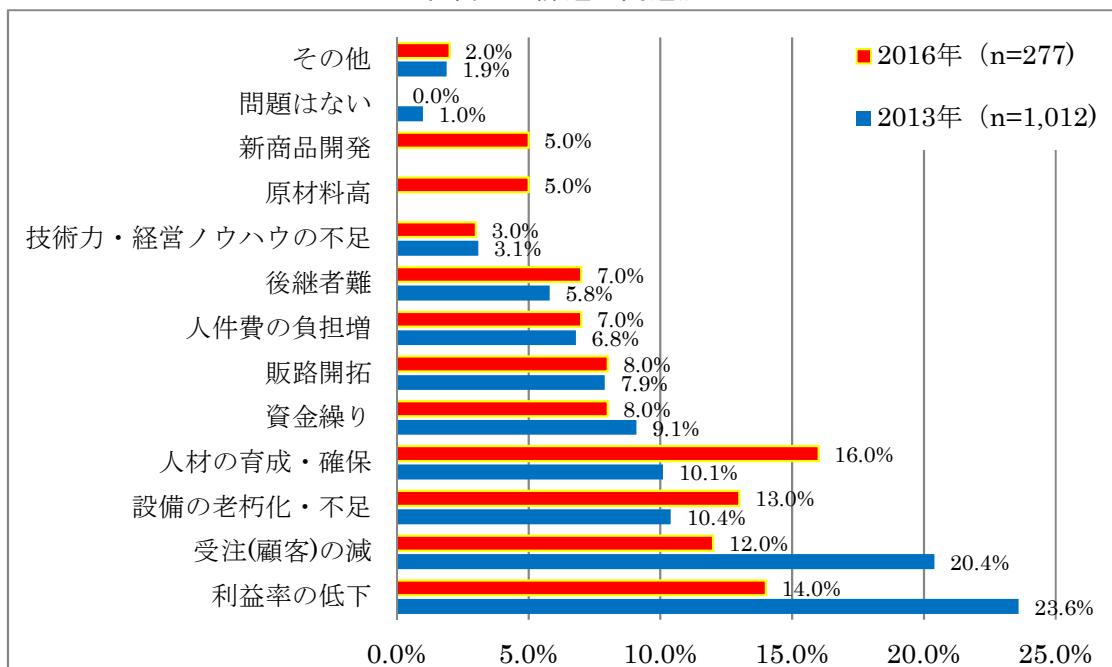
1. 経営基盤の安定強化

「日田市内の企業アンケート」や「日田市中小企業訪問調査」の結果では、業種全般を通じて「利益率の低下」、「受注（顧客）の減」等を経営上の課題や問題点と考えている企業が多いことが分かりました。大企業と比較すると中小企業は経営体力や価格交渉力の面で劣り、価格転嫁をしにくい状況にあります。また、若年者の流出による人口減少や高齢化に伴い地域内の市場は縮小しており、人材の育成・確保も大きな課題となっています。

こうした課題を克服し現状から脱却していくには、具体的な経営計画を策定し、計画を確実に実行管理していくことが必要です。

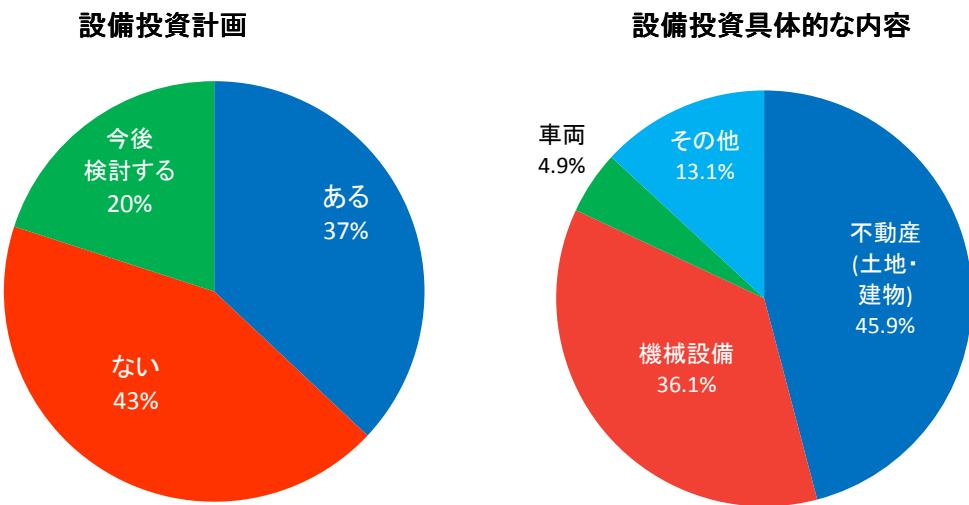
また、「日田市中小企業訪問調査」の結果によると、今後の設備投資計画では、約57%の中小企業が工場の新增築や機械設備の導入などの設備投資を予定及び検討しています。中小企業が円滑に成長・発展していくには、適時的確な設備投資の実施も必要であり、円滑な資金調達が可能となる環境を維持していかなければなりません。

経営上の課題・問題点



(資料) 日田市内の企業アンケート（2013年11月実施）

(資料) 日田市中小企業訪問調査（2016年7月～9月実施）



(資料) 日田市中小企業訪問調査 (2016年7月～9月実施)

2. 円滑な事業承継

日田商工会議所並びに日田地区商工会が合同で実施した「事業承継に関するアンケート調査」(2016(平成28)年5月～9月実施)の結果によると、市内企業の経営者の年齢は、40～59歳の比率が40.5%と最も高く、全国平均(㈱帝国データバンク調査)と比較すると大きな割合の変化は見られないものの、高齢化が進み60歳以上の経営者の割合がやや高くなっています。

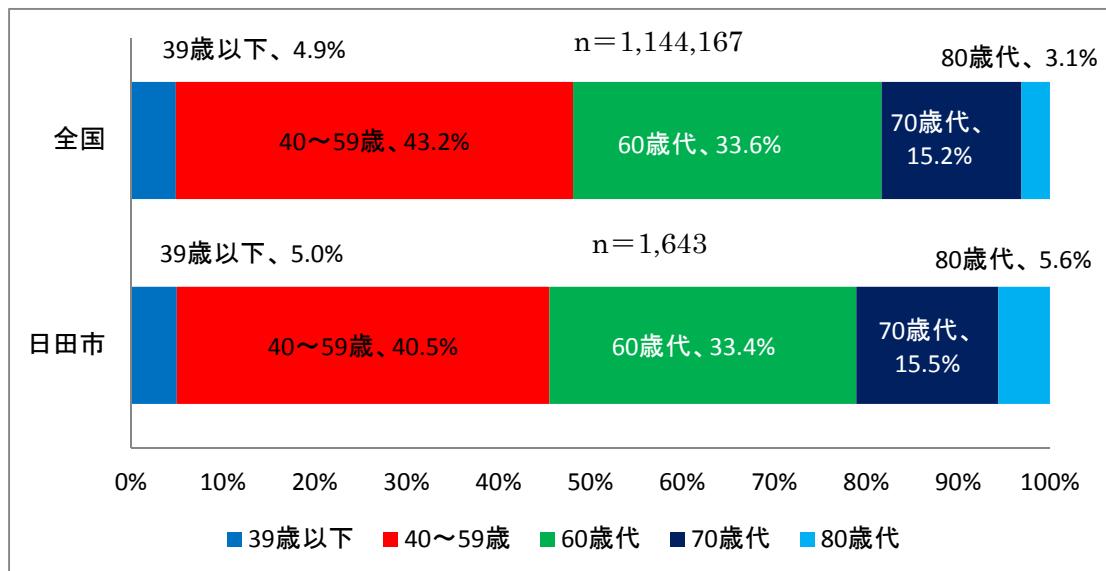
また、回答のあった市内中小企業1,716事業所のうち、事業承継を予定している事業所の比率は32%にとどまっており、未定(46%)や廃業を検討(20%)の割合が多い状況にあります。業種別の後継予定の割合では、建設業(34.8%)や製造業(34.8%)などが多く、卸・小売業(29.0%)がやや低くなっています。

事業承継の方法としては、家族内の承継、役員・従業員による承継、第三者(M&A)による承継の3つがあります。家族内の承継や役員・従業員による承継については、円滑な資金調達のための融資や承継スケジュール等の作成が必要であり、取引先の金融機関と一体となった支援体制の整備が求められています。

また、第三者による承継については、売買情報の収集と提供が必要となります。いざれにしても事業承継は非常にデリケートな問題であるため、思うように進まないのが現状です。

経営者の年齢別で見た後継予定のある割合は、59歳以下では低く(39歳以下12.2%、40～59歳20.3%)、60歳代になると40.1%と急激に高くなります。中小企業庁委託の「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、㈱野村総合研究所)によると、事業承継のタイミングとして「ちょうど良い時期だった」と回答する現経営者の承継時の平均年齢は43.7歳であり、スムーズな事業承継を行うには、まずは、経営者が事業承継は重要な経営課題であると早くから認識し、計画的な準備を進めていく必要があります。

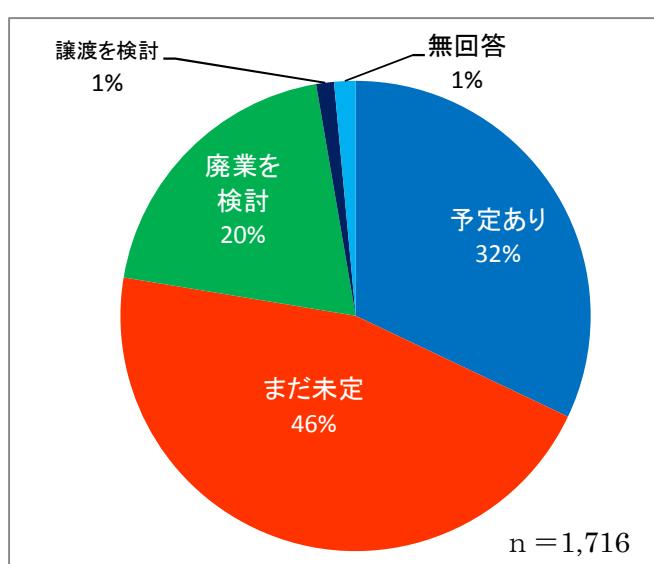
市内中小企業の経営者の年齢



(資料) 日田市：日田商工会議所・日田地区商工会調査「事業承継に関するアンケート調査」

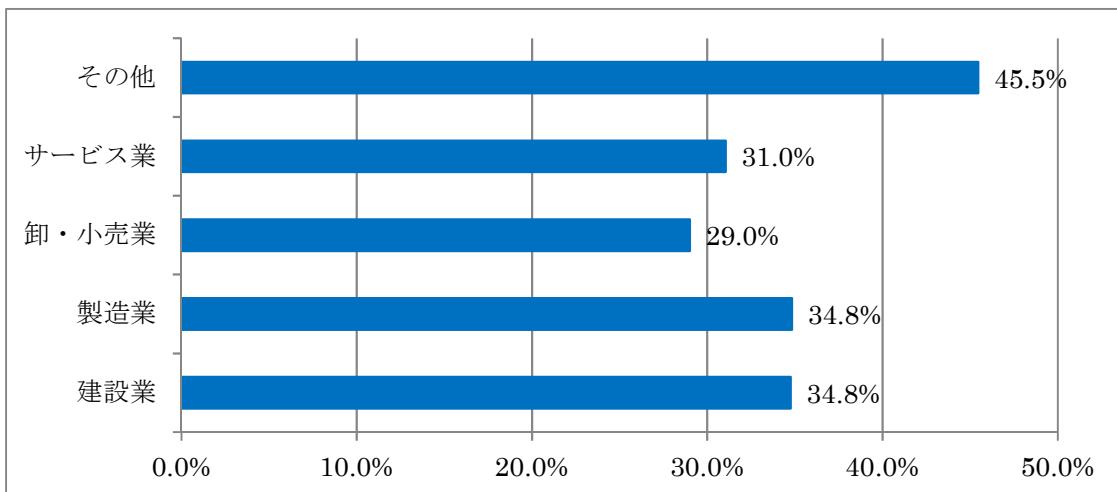
(資料) 全 国：㈱帝国データバンク調査「2015年全国社長分析」

市内中小企業の事業承継の意向



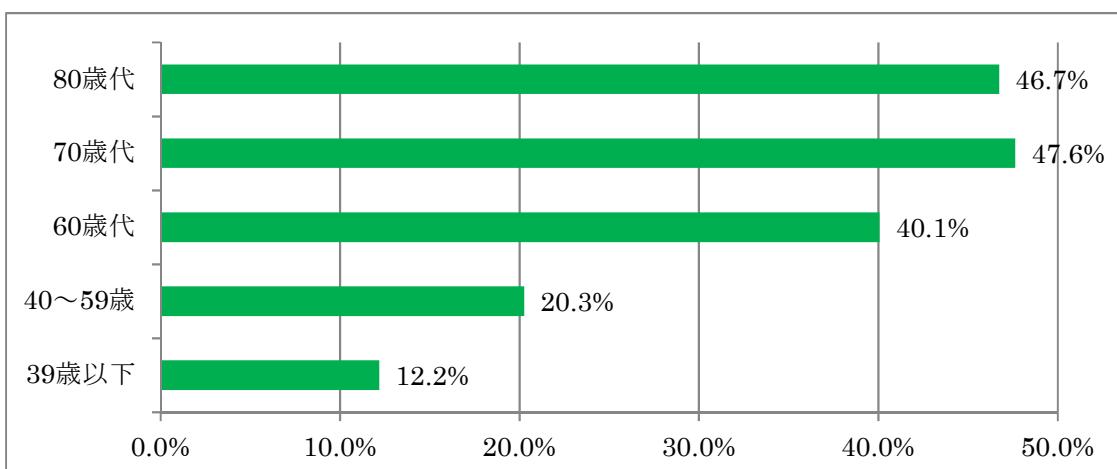
(資料) 日田商工会議所・日田地区商工会調査「事業承継に関するアンケート調査」

市内中小企業の業種別で見た後継予定のある割合



(資料) 日田商工会議所・日田地区商工会調査「事業承継に関するアンケート調査」

市内中小企業の経営者の年齢別で見た後継予定のある割合



(資料) 日田商工会議所・日田地区商工会調査「事業承継に関するアンケート調査」

3. 地域商店街の活性化

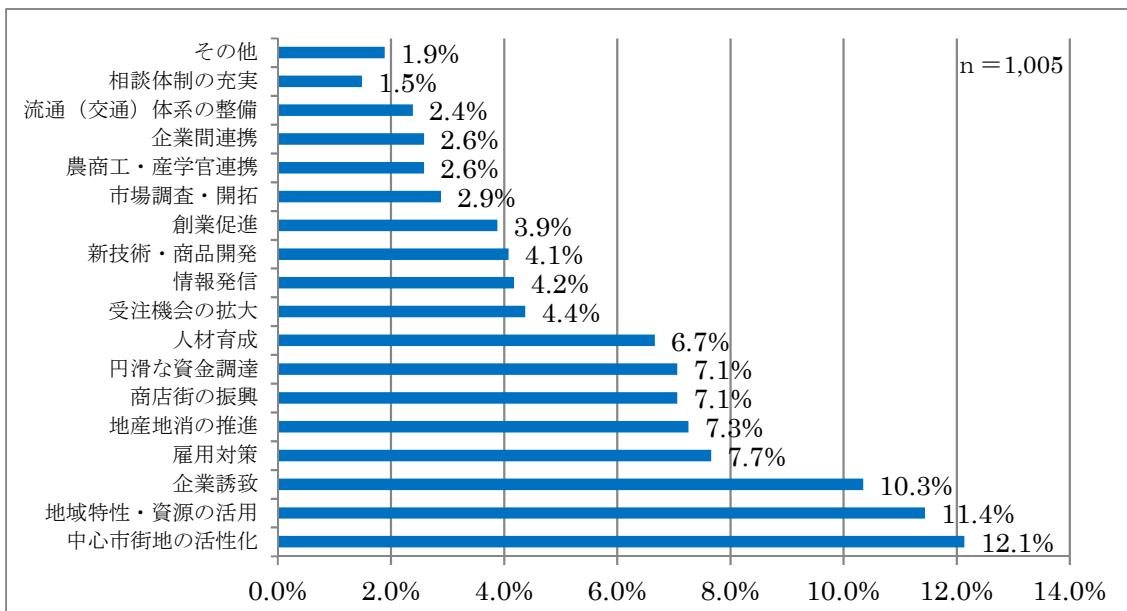
「日田市内の企業アンケート」(2013(平成25)年11月実施)では、中小企業振興のために必要な施策として、「中心市街地の活性化」や「地域特性・資源の活用」、「企業誘致」を望む企業が多いことが分かります。

市内総生産に占める割合の高い3次産業(商業・サービス業等(※1))が集積する商店街では、郊外型の大型商業施設の進出等により空き店舗や空き地が目立つようになっており、その一方で商店街のエリア内でのマンション開発が進んでいます。人口減少により地域内市場は縮小しており、市民の地域商店の利用や空き店舗の活用等による地域内の経済循環の創出が強く求められています。

(※1) 2013(平成25)年度日田市の総生産:第1次産業計8,974百万円、第2次産業計71,059百万円、

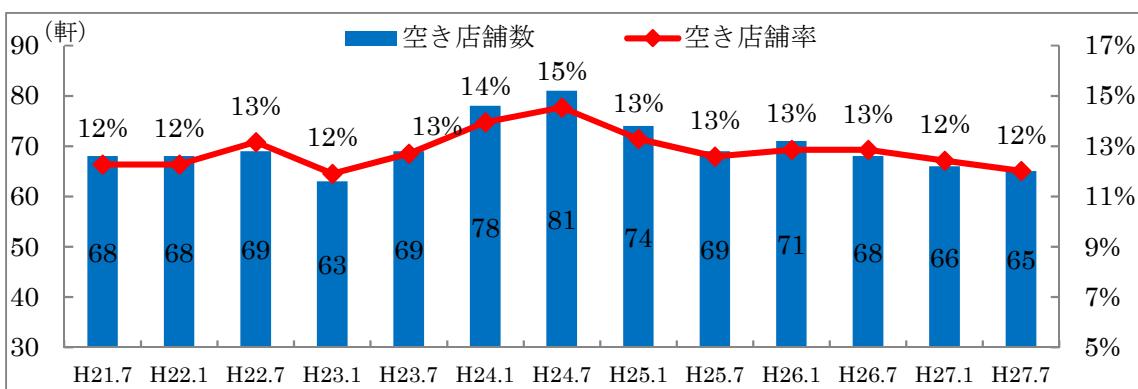
第3次産業計148,565百万円。

中小企業振興に必要な施策



(資料) 日田市内の企業アンケート(2013年11月実施)

市内の商店街の空き店舗数・空き店舗率の推移



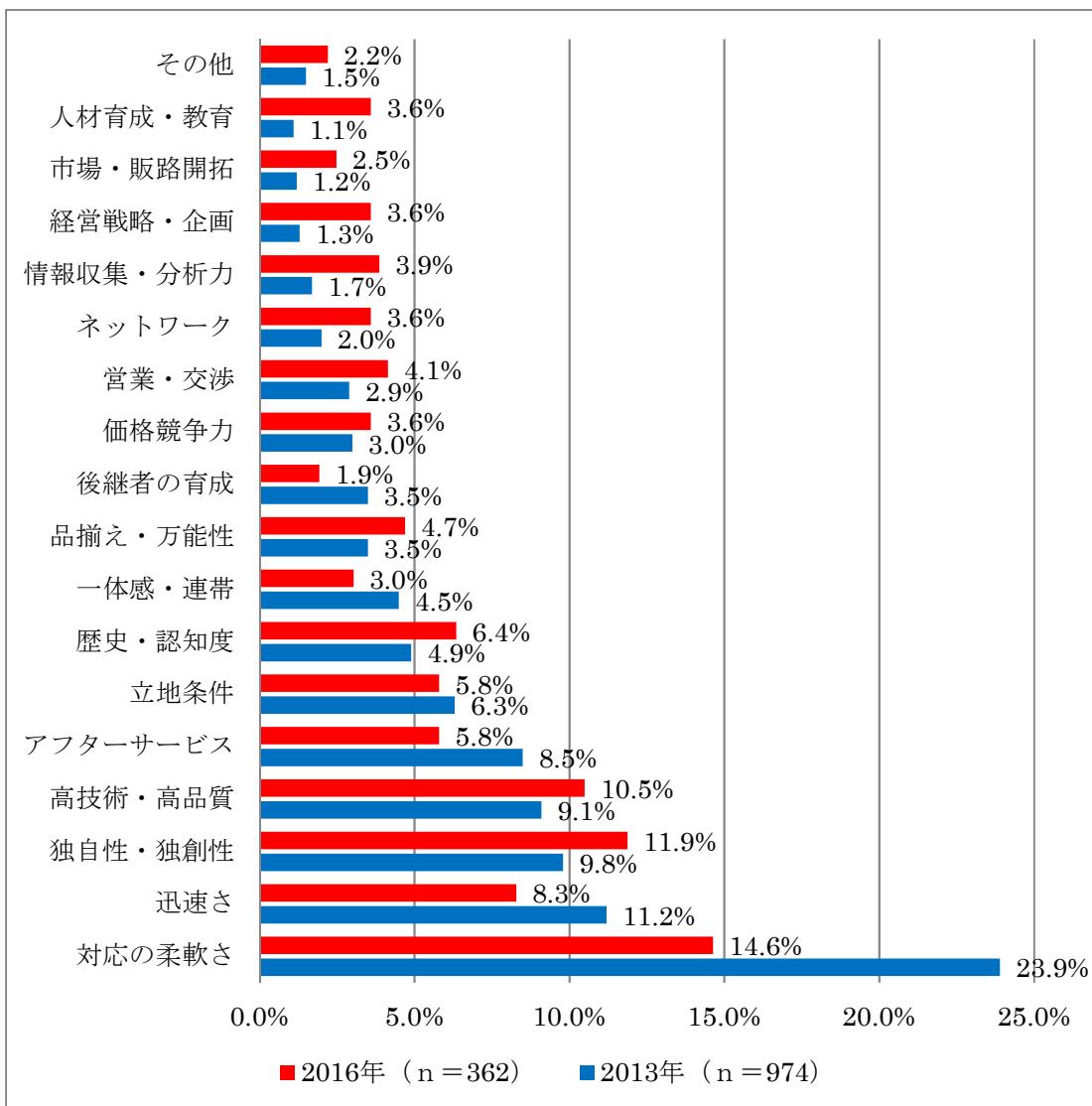
(資料) 日田商工会議所調査「日田市内商店街の空き店舗調査」

4. 付加価値の高い商品・サービスづくり

「日田市内の企業アンケート」や「日田市中小企業訪問調査」では、「対応の柔軟さ」や「迅速さ」、「独自性・独創性」、「高技術・高品質」、「アフターサービス」などを強みとしている企業が多いことが分かりました。

中小企業が発展を遂げていくには、こうした企業の強みを生かした、付加価値の高い商品・サービスづくりに、意欲を持って創意工夫を重ね取り組んでいくことが求められています。人口減少に伴う国内市場の収縮や経済のグローバル化が進む中、中小企業の自主的な努力を尊重した、競争力のある商品・サービスの開発に対する支援が必要となっています。

市内企業の強み



(資料) 「日田市内の企業アンケート」(2013年11月実施)

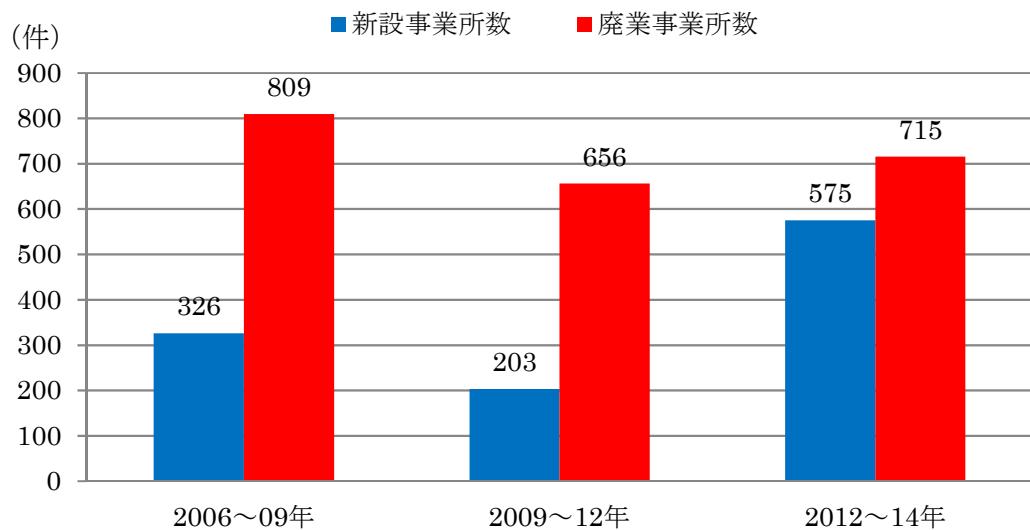
(資料) 日田市中小企業訪問調査(2016年7月～9月実施)

5. 創業の促進

総務省の「経済センサス基礎調査」及び「経済センサス活動調査」によると、本市の新設事業所数は、2012～14（平成24～平成26）年が575事業所と、2006～09（平成18～平成21）年の326事業所と比較すると249件増加しています。

しかしながら、廃業事業所数は依然として新設事業所数を上回っており、地域経済の活性化のためには、創業の促進と既存企業の存続の両面から経営相談や支援に取り組むことが必要です。

日田市の新設・廃業事業所数



(資料) 総務省「平成21年経済センサス 基礎調査」、「平成24年経済センサス 活動調査」、「平成26年経済センサス 基礎調査」

6. 人材の確保

総務省「人口基本台帳人口移動報告」によると、2015（平成27）年の本市の転入超過数は、▲517人と、人口の流出が進んでいます。年齢別では、15～19歳の▲162人、20～24歳の▲213人と、高校卒業後の進学や就職等による転出が多くみられます。

また、日田公共職業安定所（ハローワーク日田）管内の2016（平成28）年3月高等学校卒業予定者の就職紹介状況は、管内高校卒業者1,032人の約30%が就職を希望し、その就職希望者の約30%が管内での就職が内定しており、結果的に高等学校卒業者の約10%しか日田管内に残っていないのが現状です。

こうした若年者が市外で就職する原因の一つとしては、都市圏との賃金格差が考えられます。2015（平成27）年3月卒業予定者を対象として、ハローワークへ提出された学卒求人票の日田管内の基本給は、高卒が147,000円、短大卒が166,000円、大学卒が181,000円となっています。大分県や福岡県、全国と比較すると、管内では、1万円～2万円程度初

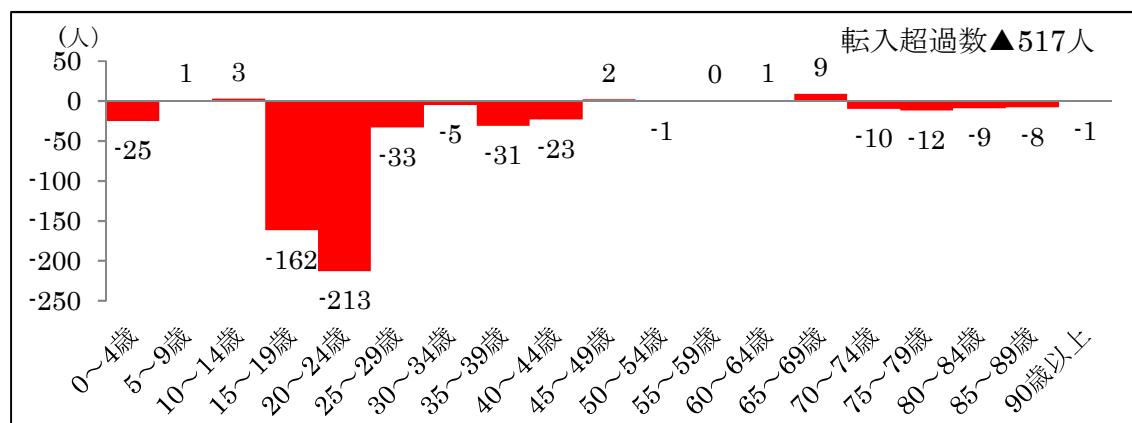
任給が低いのが現状です。また、管内では、短大卒による看護師等の医療・福祉の求人割合が、全業種の 66%と高く、都市圏との初任給の賃金格差は、高卒や大学卒と比較すると少なくなっています。

一方、「日田市中小企業訪問調査」によると、経営上の問題点（※2）として人材の育成・確保を挙げる企業が多く、調査企業の約半数の 49%が人員が不足し、62%が今後の雇用の見直しを考えています。

人口減少を抑制し、中小企業が持続的な発展を遂げていくには、若年者が安心して働くことのできる雇用の場の確保が不可欠であり、そのためには、地域資源を活用した企業誘致による新たな雇用の場の創出と、地場の中小企業との取引拡大の推進も重要な要素となっています。

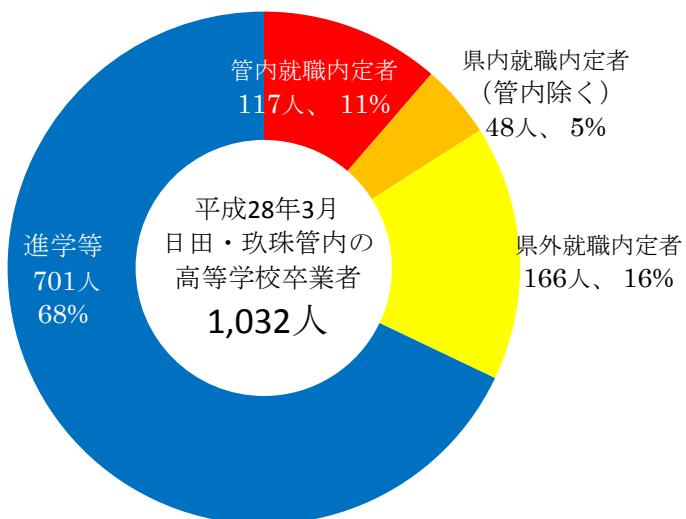
（※2）12 ページ「経営上の課題・問題点」より

日田市の人口移動報告 年齢（5 歳階級）、転入超過数



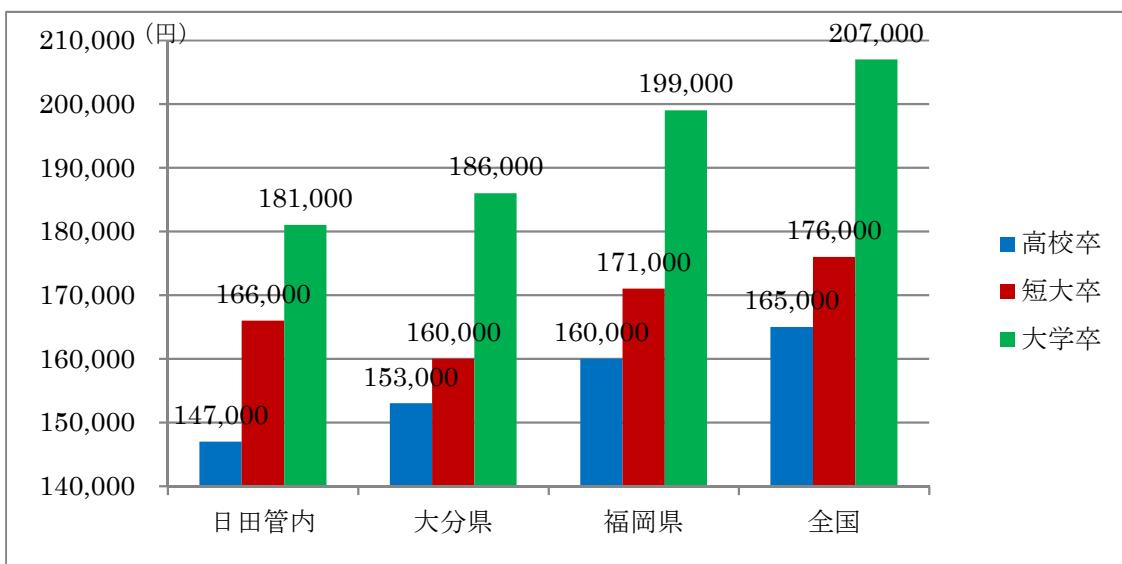
（資料）総務省「人口基本台帳人口移動報告」2015 年

ハローワーク日田管内の高校生の職業紹介状況



（資料）日田公共職業安定所「平成 28 年 3 月高等学校卒業予定者の職業紹介状況」

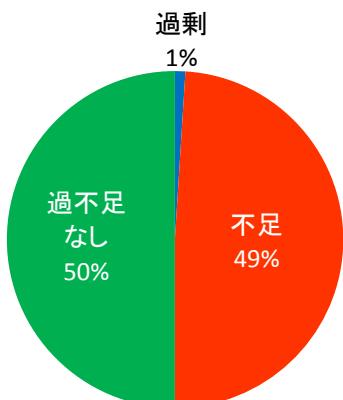
ハローワーク日田管内の新規学卒（平成 27 年 3 月）初任給情報



(資料) 日田公共職業安定所調査

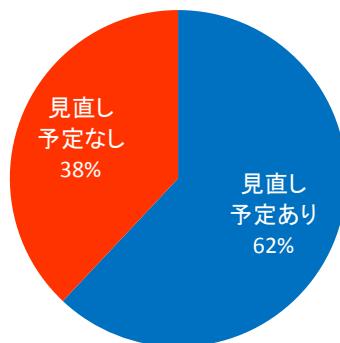
※平成 27 年 3 月卒業予定者を対象として提出された学卒求人票の基本給（通勤手当などを除く定額的に支払われるものののみ）の金額です。

市内の雇用人員状況



n=100

市内の今後の雇用の見直し

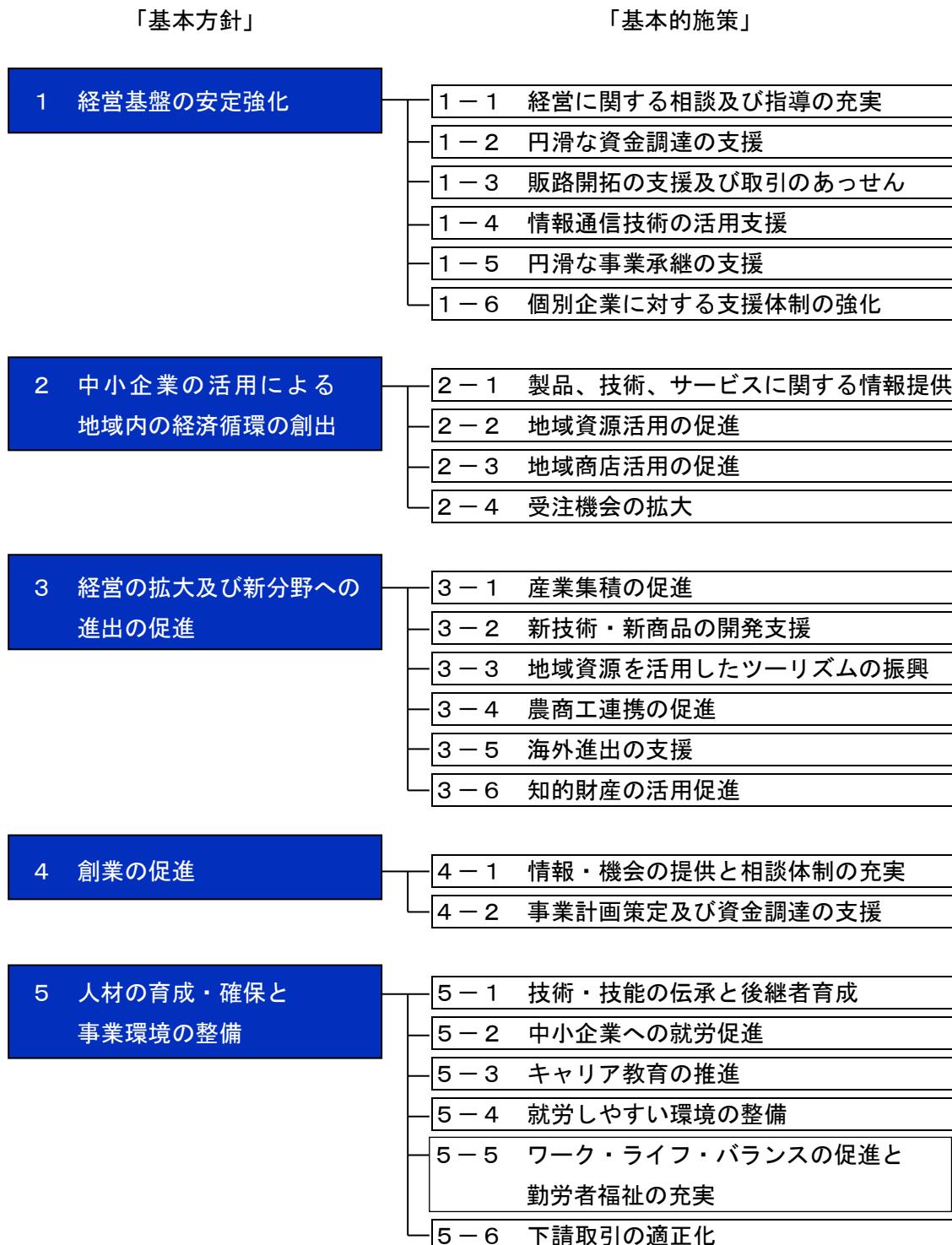


(資料) 日田市中小企業訪問調査（2016 年 7 月～9 月実施）

第3章 基本施策（基本方針の具現化に向けた主要な取組・事業）

1. 計画の基本方針と施策

前章までの現状・課題を受けて、本計画では、5つの基本方針を柱に、24の施策に取り組むことで中小企業の振興を促進します。



2. 基本方針ごとの方向性・取組内容・目標値等

中小企業振興の柱となる5つの基本方針ごとに、計画期間中に重点的に取り組む施策と目標値を設定し、庁内関係部局及び関係機関との連携によって、それぞれの施策を実行することで、目標値の達成を目指します。なお、既に「総合戦略」にて設定されている目標値は、本計画との関連性を保つため、「現状値」「目標値」を同一とします。

基本方針1 経営基盤の安定強化

【方向性】

経営相談・指導体制の充実及び円滑な資金調達の支援等により、中小企業の経営基盤の安定強化を進めます。

【取組内容】

1-1 経営に関する相談及び指導の充実

- ・商工会議所、商工会の経営指導員等による巡回指導や窓口相談などにより、金融、財務、労務、社会保険、経営・技術の改善等、中小企業の経営全般にわたる支援を行います。
- ・商工会議所、商工会の経営指導員による周辺地域の巡回指導等により、小規模企業の事業の持続的な発展に向けて、事業計画の重要性について理解促進を図るとともに、その策定を支援します。
- ・小規模企業に対して、きめ細やかな経営相談・指導を行います。
- ・中小企業や小規模企業が経営に関する相談を気軽にできる窓口を設置し、中小企業診断士等の専門相談員が関係機関との連携を図りながら、継続した相談・指導にあたります。
- ・中小企業支援団体や金融機関と連携し、専門家の活用を図りながら、経営革新や経営力向上等のためのセミナーを開催します。
- ・中小企業支援団体や金融機関と定期的に協議の場を設けて、情報を共有することにより、中小企業の相談支援体制の強化を図ります。

1-2 円滑な資金調達の支援

- ・日田市中小企業振興資金融資制度により、中小企業の事業活動に必要な資金の円滑な調達を支援します。
- ・水郷日田の良好な環境を保全するため、公害防止のための施設の設置及び改善等に必要な資金の調達を低利融資で支援します。
- ・国や県が行う中小企業向けの低利融資制度の活用を支援します。

- ・日本政策金融公庫が取り扱う小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の活用により、小規模企業の金利負担の軽減を図ります。
- ・新分野への参入や新たな事業展開等、経営基盤の強化に取り組む中小企業に対し、関係機関の支援制度など必要な情報を提供します。

1－3 販路開拓の支援及び取引のあっせん

- ・アンテナショップ等を活用し、地場産品の販路開拓につなげます。
- ・バイヤーと生産者をマッチングさせる商談会をはじめ、百貨店や量販店等と連携した「日田フェア」の開催により、新たな販路を創出していきます。
- ・各業界の取り組む産地PRや展示会、商談会等、販路開拓の活動を支援します。
- ・各業界を対象とした各種セミナー等の開催により販路開拓を支援します。
- ・県や関係機関等が開催する物産展や商談会の情報を提供します。

1－4 情報通信技術の活用支援

- ・情報発信、情報セキュリティ対策等の研修機会の提供を通じて、ホームページの開設やネットビジネスの展開等、中小企業のICT（情報通信技術）利活用を促進します。

1－5 円滑な事業承継の支援

- ・円滑な事業承継の促進に向けて、大分県事業引継ぎ支援センターを活用し、事業承継を希望する中小企業者と経営資源を引き継ぐ意欲のある方とのマッチングを支援するとともに、中小企業支援団体や金融機関等との連携を図りながら、研修機会の提供を行います。

1－6 個別企業に対する支援体制の強化

- ・様々な経営課題にワンストップで対応できる相談窓口を設置し、個別の相談・指導を行うとともに、必要に応じてより専門性の高い支援機関や各種専門家を紹介するなど、商工会議所・商工会と連携し伴走型支援体制を強化します。
- ・金融機関との連携協定の締結等により、金融と経営支援の一体となった取組みを進めます。

【目標値】

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	現状値	目標値 (H31年度)	該当基本的施策
日田市ビジネスサポートセンターの年間相談件数（回）	— H28年6月開設	720回	1-1 1-3 1-4 1-5 1-6
商工会議所・商工会の年間相談・指導件数（件） (うち窓口相談件数)	4,093件 (1,570) (H26年度)	4,200件 (1,800)	1-1 1-2 1-4 1-5 1-6
市の融資制度の年間融資件数（件）	119件 (H26年度)	150件	1-2
市外での物産展等への年間出店事業者数（社）	8社 (H26年度)	20社	1-3 2-1 2-2
日田市アンテナショップ 大丸福岡天神店での年間売上額（億円）	— H27年6月開設	1億円 (H29年度)	1-3 2-1 2-2
商店街の平均空き店舗率（%）	12% (H26年)	9%	1-5 2-3

基本方針2 中小企業の活用による地域内の経済循環の創出

【方向性】

市内中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報を、広く市民や企業に紹介するとともに、地域内資源の積極的な活用により、地域内循環の創出を図ります。

また、市民が自発的に地域商店を利用し、市内産品・製品を活用することで、地域社会を支える中小企業を応援し、中小企業の活性化を促します。

【取組内容】

2-1 製品、技術、サービスに関する情報提供

- 市内中小企業の商品、技術、サービス等を紹介する展示会やイベントの開催を支援することで、新たな取引の創出につなげるとともに、市内産品・製品の市民の活用を促します。
- 異業種間の交流や中小企業の事業連携を促進し、取引の拡大を目指します。

2-2 地域資源活用の促進

- 専門家のアドバイスや各種助成事業の活用により、農林水産物を活用した新たな商品づくりや販路開拓に積極的に取り組む中小企業を応援します。
- 農林水産物や加工技術等の地域資源を活用した商品開発に対する各種支援を通じて、高付加価値商品の創出を目指します。
- 地域資源を活用した商品やサービスの競争力を高めていくことにより、魅力ある地域ブランドへと進展させます。

2－3 地域商店活用の促進

- ・商店主や地域住民のニーズ調査を行い、空き店舗や空き地の活用の促進、良好な商業空間の維持、協同催事の開催等の商店街振興に必要な事業を支援することで、商店街の魅力向上や賑わいづくりにつなげます。
- ・大規模店舗との共存による良好な商業空間の形成や、コミュニティ機能の強化に取り組みます。

2－4 受注機会の拡大

- ・官公需発注では、透明性の向上と公正な競争を確保し、地元企業に配慮した入札によって中小企業の受注機会の拡大に努めます。

【目標値】

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	現状値	目標値 (H31年度)	該当基本的施策
日田市工業連合会の会員企業数（社）	226 社 (H26年度)	235 社	2-1 3-2 3-5 3-6
【再掲】 日田市アンテナショップ「大丸福岡天神店」での年間売上額（億円）	- H27年6月開設	1億円 (H29年度)	1-3 2-1 2-2
【再掲】 市外での物産展等への年間出店事業者数（社）	8社 (H26年度)	20社	1-3 2-1 2-2
家具・装備品製造業の年間製造品出荷額等（百万円）	5,102百万円 (H25年)	5,513百万円	2-1 2-2
小売業年間商品販売額（百万円）	63,499百万円 (H26年)	66,674百万円	2-3
市内商店街での購買シェア（%）	16.9% (H26年度)	16.9% (H29年度)	2-3
【再掲】 商店街の平均空き店舗率（%）	12% (H26年)	9%	1-5 2-3
木材・木製品製造業（家具を除く）年間出荷額（百万円）	14,660百万円 (H25年)	16,100百万円	2-1 2-2
市の建設工事の市内業者発注件数割合（%）	94.5% (H27年度)	94.5%	2-4
市の物品の市内業者発注件数割合（%）	79.0% (H27年度)	79.0%	2-4

基本方針3 経営の拡大及び新分野への進出の促進

【方向性】

産学官や農商工連携により新たな技術、商品、サービスの開発を進めるとともに、海外や新たな市場・業界への進出を支援することによって、中小企業の経営拡大につなげます。

【取組内容】

3－1 産業集積の促進

- ・気候風土に根差した木材関連産業や豊富な地下水源を生かした水関連産業、さらには交通の利便性を生かした高性能部品の生産拠点として、国際競争力の高い企業の集積を進めます。
- ・国や県の関係機関と連携し、情報通信技術を活用した新たなビジネス等、今後、成長が見込まれる新産業分野に関連した事業創出を支援します。
- ・本市における企業立地を促進するため、日田市企業立地促進条例に基づく必要な奨励措置を講ずることにより、新たな雇用機会の創出を図り、地域経済の浮揚及び市民生活の向上につなげます。
- ・大分県中小企業団体中央会を通じて、経営資源を相互に補完するための中小企業の連携・組織化を支援します。

3－2 新技術・新商品の開発支援

- ・中小企業同士や誘致企業とのマッチングを行う異業種間交流の開催や産学官連携の支援によって、新たな事業連携や新商品開発の機会などを提供することで、中小企業の販売力の向上や新たな分野への進出につなげます。
- ・大分県産業科学技術センターにおける技術相談、受託研究、設備機器利用等を通じて中小企業の技術の高度化を支援します。
- ・公益財団法人大分県産業創造機構による個別指導やアドバイス等を活用し、中小企業の技術力の向上や新たな商品開発による取引拡大につなげます。

3－3 地域資源を活用したツーリズムの振興

- ・美しい自然景観や環境、歴史に培われた文化など、本市の魅力的な観光資源の活用と発掘を図り、福岡都市圏に近いという交通の利便性を生かし、日田市観光振興基本計画に基づき、これらの地域特性を生かしたツーリズムの振興に取り組みます。

3－4 農商工連携の促進

- ・中小企業と農林漁業者との連携を図り、日田市農業振興ビジョン及び新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョンに基づき、基幹産業の一つである農林漁業から生まれる一次産品に付加価値を付け、新たな商品開発を行うための支援を行います。
- ・県や関係機関と連携し、商品開発の支援や、農林漁業者と商工業者とのマッチング等により農商工連携や6次産業化の取組を推進します。

3－5 海外進出の支援

- ・国内市場が縮小傾向にある中、新たな需要を求め海外市場への進出を検討する中小企業に対して、進出先の現地情報の提供や進出にあたっての基本的な知識の習得、進出戦略の作成等、一般社団法人大分県貿易協会や日本貿易振興機構（ジェトロ）等の関係機関との連携によって、海外進出に必要な支援を行います。
- ・一般社団法人大分県貿易協会や関係機関によるセミナー等を通じて、海外展開への理解促進を図ります。

3－6 知的財産の活用促進

- ・中小企業等の知的財産支援拠点である一般社団法人大分県発明協会と連携し、先進的な事例や知的財産に携わる様々な専門家や支援機関を紹介するなど、アイデア段階から事業展開まで、知的財産を積極的に活用する中小企業を支援します。

【目標値】

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	現状値	目標値 (H31年度)	該当基本的施策
【再掲】 日田市工業連合会の会員企業数（社）	226 社 (H26年度)	235 社	2-1 3-2 3-5 3-6
既存誘致企業の増設及び新規立地件数（件）	2 件 (H26年度)	5年間で 12 件	3-1
企業誘致等による新規雇用者数（人）	42 人 (H26年度)	5年間で 147 人	3-1
年間観光入込客数（千人）	4,503 千人 (H26年度)	5,000 千人	3-3
農産加工の新商品年間開発数（個）	— H28年度新規	5年間で 8 個	3-4
商工会議所が発行する貿易関係証明発行件数（件）	10 件 (H27年度)	15 件	3-5

基本方針 4 創業の促進

【方向性】

新たなビジネスモデルを持って市場に参入する創業者が増加していくことは、関連産業の活性化につながり、既存事業者の経営革新を促すうえでも大きな期待ができることから、新たな事業に果敢に挑戦できる環境づくりを進めます。

【取組内容】

4－1 情報・機会の提供と相談体制の充実

- ・商工会議所や商工会による窓口相談や創業セミナー等により、創業希望者が創業に向けて具体的な検討ができるように支援します。
- ・日田市創業支援事業計画に基づき、商工会議所や商工会、金融機関等の創業支援事業者と行政機関が連携を密にし、創業希望者や創業後間もない方へ、段階に応じた情報提供や指導等、きめ細かなサポートを強化していくことで、創業の実現と安定した経営を目指します。
- ・創業後の経営の安定化を図るため、創業支援機関と連携し、継続的な相談・指導に応じるなど、企業の成長段階に応じた支援を行います。
- ・創業支援窓口を開設し、創業に関する相談・指導に応じます。
- ・創業支援事業者や、おおいたスタートアップセンター等の行う各種セミナーやワークショップを通じて、起業家とのネットワークづくりを支援することで、創業希望者の意欲を高めるとともに、高い成長意欲と新規性、成長性に優れた技術を有する企業の創出、成長を支援します。

4－2 事業計画策定及び資金調達の支援

- ・創業意欲を持つ人が、確実な経営ができるよう、中小企業支援団体や専門の相談員が創業時の事業計画策定を支援するとともに、創業後も事業が軌道に乗るように、継続的なフォローアップを行います。
- ・開業資金や女性若者起業支援資金等、既存の資金調達支援制度の利用を促進するなど金融機関との連携を図りながら、創業時に必要となる資金の円滑な調達を支援します。

【目標値】

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	現状値	目標値（H31年度）	該当基本的施策
日田市創業支援事業計画に基づく年間創業者数（件）	8件 (H26年度)	年間13件	4-1 4-2
日田市ビジネスサポートセンターの支援による創業者数（件）	8件 H28年6月開設	5年間で65件	4-1 4-2
開業資金の新規融資件数（件）	1件 (H26年度)	5年間で10件	4-2
女性若者起業支援資金の新規融資件数（件）	7件 (H26年度)	5年間で50件	4-2

基本方針5 人材の育成・確保と事業環境の整備

【方向性】

人口減少時代を迎え、労働力人口の減少が進む中、本市経済の持続的発展のためには、優秀な人材の確保・育成を図り、市内で活躍してもらうことが重要です。このため、若年者の成長の段階に応じた施策を展開していきます。また、若年者や女性、高年齢者（※3）、障がい者等、誰もが安心して働く労働環境の整備を進めます。

（※3）本計画において、「高年齢者」とは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により定義される55歳以上の者とします。

【取組内容】

5－1 技術・技能の伝承と後継者育成

- ・中小企業の従業員の技術・技能習得のための支援や、関係機関によるセミナー等により、キャリアアップ・スキルアップにつながる機会を提供します。
- ・経営者が早期に後継者の育成に着手できるよう、学習や相談の場を提供するなど、関係機関と連携して円滑な事業承継を支援します。
- ・認定職業訓練校等の活動を支援し、中小企業が積極的に人材育成に取り組める環境を整備します。
- ・伝統的な技術、技能の継承と後継者の育成を図るため、中小企業が行う技術、技能の継承に関する活動を支援します。
- ・中小企業支援団体と連携しながら、経営者及び従業員の知識、管理能力等の向上を図る研修を推進します。
- ・国や県、関係機関と連携し、技術・技能の習得やキャリアアップのための情報提供を行います。

5－2 中小企業への就労促進

- ・若年者やフリーター、ニート等の就職促進を図るため、若年者の就職支援窓口「ジョブカフェおおいた日田サテライト」を設置するなど、ハローワークと連携しながら総合的な就職支援サービスを提供します。
- ・関係機関と連携し、高校生と市内企業との合同説明会を開催することにより、高校生が職業選択しやすい環境を整備し、就職のミスマッチ等の解消に努めるとともに、市内企業への就職を促します。
- ・求職者の技術・技能習得活動を支援し、資格習得による就職機会の創出を図ります。
- ・U I ターンによる市内企業への就職を促進するため、市内求人企業等の情報の提供を行うとともに、求職者と市内企業とのマッチングの機会を提供します。

5－3 キャリア教育の推進

- ・若年者の職業観を醸成し、地元企業への就職意欲を高めるため、中小企業や関係機関、小中学校や高等学校、大学等の教育機関との連携のもと、社会見学や職場体験、インターン・シップ等を通じたキャリア教育を推進します。
- ・市内中小企業と学校関係者との就職に関する幅広い情報交換の場を設け、教職員に市内企業の魅力を紹介します。

5－4 就労しやすい環境の整備

- ・事業規模の小さな事業所への就業規則の作成を支援し、働きやすい環境整備を進めます。
- ・中小企業支援団体や国、県と連携し、女性の人材育成や登用に向けた企業等の取組を促進します。
- ・高年齢者の希望に応じた臨時の、短期的な就業あるいは、その他の軽易な業務に係る就業の機会を確保、援助し、高年齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ります。
- ・障がい者が地域で自立した生活を営むため、一般就労に向けて必要な訓練を提供するなど、障がい者の雇用を促進します。
- ・国や中小企業支援団体と連携し、中小企業の勤労者のための福利厚生制度の導入を促進します。

5－5 ワーク・ライフ・バランスの促進と勤労者福祉の充実

- ・中小企業の経営者や管理職等の意識改革を促すためのセミナーの開催や啓発のための広報活動を展開するなど、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援に取り組みます。

- ・労使間トラブルの未然防止や労働者の処遇改善のため、関係機関と連携し、労働法制の普及・啓発に努めます。
- ・勤労者の余暇の充実や健康及び体力の維持・増進を図るため、活動の場を提供します。

5－6 下請取引の適正化

- ・原材料価格等の高騰が立場の弱い下請事業者にしづ寄せされることの無いよう、建設業法等の関係法令の遵守徹底に取り組むとともに、必要に応じて元請け業者に対し指導を行います。

【目標値】

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	現状値	目標値 (H31年度)	該当基本的施策
ジョブカフェおおいた日田サテライト登録者の市内企業への就職者数（人）	59人 (H26年度)	5年間で480人	5-2 5-3
ハローワーク日田管内の高等学校卒業者で就職希望者の管内就職率（%）	35% (H27年度)	40%	5-2
求職者資格取得支援事業利用者の市内就職者数（人）	— H27年度新規	5年間で75人	5-2
技能検定の年間合格者数（人）	152人 (H26年度)	160人	5-1
日田共同高等職業訓練校の年間入学者数（人）	3人 (H26年度)	5人	5-1
ハローワーク日田管内の育児休業年間取得者数（人）	173人 (H26年度)	190人	5-4 5-5
U I ターンによる年間就職者数（人）	— H28年度新規	5年間で70人	5-2 5-3
日田市シルバー人材センターの就業率（%）	64.0% (H26年度)	70.0%	5-4
若い世代の結婚・子育ての希望が実現した場合の合計特殊出生率（人）	1.76 (H25年度)	2.1 (H42年度)	5-5

第4章 計画の推進について

1. 計画の推進体制

市は、本計画に基づく施策等を推進するため、中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重し、中小企業支援団体、金融機関などの関係機関と中小企業が相互に連携した取組を進めます。

2. 関係団体の役割

①日田市の責務

市は、本計画に位置付けられた施策を着実に実施するため、必要な予算措置に努め、中小企業支援団体のほか、金融機関、大企業、大規模小売店舗、学校、大学、市民、他の行政機関等と連携・協力し、中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進します。

また、施策の推進にあたっては、必要な情報の収集と提供を行います。

②中小企業の努力

中小企業振興の着実な推進には、中小企業の自主的な努力と積極的な取組が必要です。自ら意欲を持って創意工夫を重ね、その活動の維持改善及び人材育成、雇用の促進、福利厚生の向上に努めていくとともに、事業協同組合等を組織化し、相互の連携及び協力を図ることが求められています。

また、まちづくりの担い手として、中小企業が地域のイベントや防災活動などに積極的に参加し、地域社会や市民生活の向上への貢献を果たさなければなりません。

③中小企業支援団体の責務

商工会議所や商工会をはじめとした中小企業支援団体は、事業者の実態を的確に把握し、事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善や創業支援などを行う役割を担います。中小企業振興のための支援策の立案・実施や、事業活動を通じて、地域社会への貢献を行います。

④金融機関の役割

金融機関は、円滑な資金供給や、経営革新・改善へ協力するとともに、積極的な創業支援に努めます。

⑤大企業の役割

大企業は、自社企業の発展によって地域雇用の維持・拡大を図るとともに、投資の継続等により市内経済への発展に貢献します。

また、中小企業振興に関する施策に協力し、中小企業との連携及び協力に努めます。

⑥大規模小売店舗の役割

大規模小売店舗は、中小企業の事業共同化のための組織や中小企業支援団体へ加入するよう努めるとともに、地域社会を構成する一員として、まちづくり活動に参加・協力することで、地域の発展と市民生活の向上に寄与します。

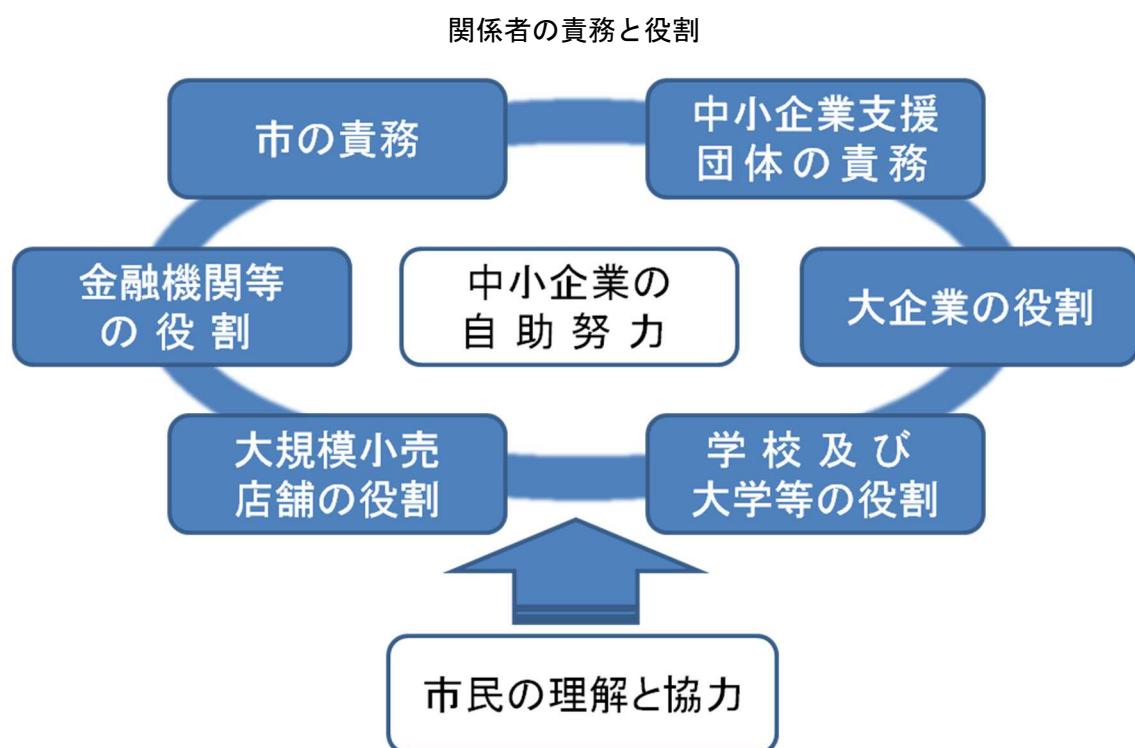
⑦学校及び大学の役割

地域の小・中学校、高等学校等は、社会見学や職場体験等の実践により、キャリア教育を推進し、次世代を担う人材育成に努めます。

大学等は、専門的な技術や能力を備えた人材育成を行うとともに、中小企業との連携により産業技術の開発と技術力の向上に努めます。

⑧市民の理解と協力

市民は、本市の経済の発展や生活の向上に中小企業が果たしている役割を理解し、地域商店の利用や市内産品・製品の活用を通じて、中小企業振興への協力に努めます。



3. P D C A サイクルによる計画の進捗管理と効果検証

条例に位置付けられた「意見の聴取」として、実態把握のための訪問調査を行うとともに、中小企業や中小企業支援団体等で組織する意見広聴機関である「中小企業振興推進会議」を設け、毎年、計画の進捗状況を報告し、客観的な検証を行い、必要な見直しを図ります。

【P D C A サイクルによる計画の進捗管理と効果検証】



参考資料

日田市中小企業振興基本条例

平成 28 年 3 月 25 日
日田市条例第 6 号

(前文)

本市は、古くから交通の要衝として栄え、江戸期には幕府直轄地である天領となり、九州の政治、経済の中心地でした。山々に囲まれた自然環境の中で、幕府の奨励により杉の造林が進み、戦後の復興需要に伴い製材工場が増加し、多様な木材関連産業が集積するまちとして発展してきました。また、豊かな水資源に恵まれ、福岡都市圏に近いという地の利を生かし、近年では、飲料、機械産業等の大型企業が進出し、地場の中小企業が活躍できる場の更なる拡大が期待されています。

本市の事業所のほとんどを占める中小企業は、こうした産業の発展過程において、様々な団体と連携しながら、地域経済と雇用の基盤を支えるのみならず、地域防災力の強化や、優れた技術や技能、祭りや文化の継承にも重要な機能を果たすなど、地域社会を支える大きな役割を担ってきました。

しかしながら、産業構造の変化やグローバル化による競争激化、少子高齢化による内需の減退、ICT 化の更なる発展など、時代の潮流が急速に変化しており、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しております。本市においても、大型店や郊外型店の出店や高速交通ネットワークの整備などにより消費行動が変化し、商店街の空洞化が進むとともに、都市との経済格差の拡大により産業が収縮し、若者の流出が止まらず、大きな課題となっています。

こうした状況の中、地域経済が成長発展していくためには、中小企業者自らが地域の魅力ある資源や技術を見直し活用していくなど、創意工夫し経営の革新を図ることが重要です。

私たち市民は、中小企業が経済や雇用面で人口減少に歯止めをかける役割を担うだけでなく、その活力が、まちづくりの原動力となっており、市民生活や地域社会にとっても不可欠な存在であることを改めて理解し、市、中小企業及びその他中小企業の関係者と一体となって、中小企業の発展に協力していく必要があります。若者が日田にとどまる、日田に戻れる、事業の承継ができ、夢を描くことのできる環境づくりを進めていかなければなりません。

このような認識に立ち、市民が自らの地域の未来に希望を持ち、快適で潤いのある生活を送ることができるよう、中小企業の発展を目指し、ここに条例を制定します。

【第1章 総則】

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念、市の責務等及び施策の基本となる方針を定め、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 市内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものであって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。)第2条第1項各号に規定する中小企業者
 - イ アに掲げる中小企業者の事業の共同化のための組織
 - (2) 小規模企業 基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所等を有するものをいう。
 - (3) 中小企業支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他市内において中小企業の支援を行う団体をいう。
 - (4) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融の業務を行う事業者で、市内に本店又は支店を有するもの及び信用保証協会をいう。
 - (5) 大企業 基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者以外の事業者(会社及び個人に限る。)で、市内に事務所等を有するものをいう。
 - (6) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗の設置者及び管理者で、市内に事務所等を有するものをいう。
 - (7) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「教育法」という。)第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校で、市内に存するものをいう。
 - (8) 大学等 教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関で、県内に存するものをいう。
 - (9) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進されな

ければならない。

- 2 中小企業の振興は、自然、人材、技術その他の本市が有する資源を総合的に活用して推進されなければならない。
- 3 中小企業の振興は、市、中小企業支援団体、金融機関等、大企業、大規模小売店舗、学校及び大学等が中小企業とともに相互に連携して推進されなければならない。
- 4 中小企業の振興は、特に小規模企業の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業の経営規模を勘案して推進されなければならない。

(中小企業の自助努力)

- 第 4 条 中小企業は、事業活動を計画的に行うとともに、自ら意欲を持って創意工夫を重ね、その活動の維持改善、人材育成、雇用の促進及び福利厚生の向上に努めるものとする。
- 2 中小企業(第 2 条第 1 号アに掲げる中小企業者に限る。)は、それぞれの地域及び業種等を中心に組合等を組織化し、その加入を促進するとともに共同事業の実施や中小企業支援団体の加入等、相互の連携及び協力を図るよう努めるものとする。
 - 3 中小企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。
 - 4 中小企業は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

- 第 5 条 市は、第 3 条に定める基本理念にのっとり、中小企業支援団体その他の関係者と連携し、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、その施策の推進に当たり、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

(中小企業支援団体の責務)

- 第 6 条 中小企業支援団体は、中小企業に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善及び創業の支援を行うものとする。
- 2 中小企業支援団体は、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策への協力及び事業活動を通じた地域社会への貢献を行うよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

- 第 7 条 金融機関等は、中小企業の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めるものとする。
- 2 金融機関等は、市内における起業・創業に対し、積極的な支援に努めるものとする。

(大企業の役割)

第 8 条 大企業は、自らの事業活動において中小企業の重要性を認識し、中小企業との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大規模小売店舗の役割)

第 9 条 大規模小売店舗は、周辺地域との融和を図るため、中小企業(第 2 条第 1 号イに掲げる組織に限る。)及び中小企業支援団体へ加入するよう努めるものとする。

2 大規模小売店舗は、地域社会を構成する一員として、まちづくりに参加し協力するなど、地域の発展と活性化に努めるものとする。

(学校及び大学等の役割)

第 10 条 学校は、中小企業の事業活動が市の発展に貢献していることへの理解を深めるよう促すとともに、社会見学、職場体験活動等の実践により、望ましい勤労観・職業観などのキャリア教育を推進し、地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

2 大学等は、中小企業が行う研究及び人材育成のための協力その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第 11 条 市民は、中小企業の振興が、本市経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上につながることを理解し、地域商店の利用、市内産品・製品の活用その他の活動を通じて中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

【第 2 章 中小企業の振興に関する基本的施策】

第 1 節 中小企業の振興に関する基本方針

第 12 条 市は、次に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 経営基盤の安定強化を図ること。
- (2) 中小企業の活用により地域内の経済循環を創出すること。
- (3) 経営の拡大及び新分野への進出を促進すること。
- (4) 創業を促進すること。
- (5) 人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図ること。

第2節 中小企業の振興に関する施策

(経営基盤の安定強化)

第13条 市は、中小企業の経営基盤の強化を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 経営に関する相談及び指導の充実
- (2) 円滑な資金調達の支援
- (3) 販路開拓の支援及び取引のあっせん
- (4) 情報通信技術の活用支援
- (5) 円滑な事業承継の支援
- (6) 個別企業に対する支援体制の強化

(中小企業の活用による地域内の経済循環の創出)

第14条 市は、中小企業の活用により地域内の経済循環を創出するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報の提供
- (2) 市内の農林水産物、鉱工業品その他地域資源の活用の促進
- (3) 地域商店活用の促進
- (4) 柔軟な発注方式による受注機会の拡大

(経営の拡大及び新分野への進出の促進)

第15条 市は、中小企業の経営の拡大及び新分野への進出を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 産業集積の促進
- (2) 産学官の連携等による新技术及び新商品の開発の支援
- (3) 地域資源を活用したツーリズムの振興
- (4) 農商工連携の促進
- (5) 海外における事業展開の支援及び情報提供
- (6) 知的財産の適切な活用の促進

(創業の促進)

第16条 市は、創業を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 創業に関する情報及び機会の提供並びに相談体制の充実
- (2) 創業のための事業計画策定及び資金調達の支援

(人材の確保及び育成並びに事業環境の整備)

第 17 条 市は、中小企業の人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 従業員の職業能力開発並びに技術及び技能継承の促進並びに後継者育成の支援
- (2) 中小企業への就労促進
- (3) キャリア教育の推進
- (4) 女性、高齢者及び障がい者が就労しやすい環境の整備
- (5) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和をいう。)の促進及び勤労者福祉の充実の支援
- (6) 下請取引の適正化

【第 3 章 施策を推進するための措置】

(意見の聴取)

第 18 条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するに当たっては、中小企業の実態を把握するため、中小企業をはじめとする関係者の意見を広く聞く機会を設けるものとする。

(計画の策定)

第 19 条 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市は、計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。
- 3 前 2 項の規定は、計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第 20 条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【第 4 章 雜則】

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

日田市中小企業振興推進会議設置要綱

(設置)

第1条 日田市（以下「市」という。）における中小企業振興に関する施策に係る事項及び日田市中小企業振興計画（以下「計画」という。）に関する必要な事項等について検討を行うため、日田市中小企業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 市における中小企業振興に関する施策に係る事項
- (2) 計画の策定に関する必要な事項
- (3) 計画の進捗管理及び効果の検証に関する必要な事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 推進会議は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、中小企業者等により選出する市民、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委員長)

第5条 推進会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総括し、推進会議を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(推進会議)

第6条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

4 委員長は、専門的な事項を調査するため、必要に応じて、推進会議に委員及び部会員で組織する専門部会を置くことができる。

5 部会員は、推進会議において選任し、委員長が依頼する。

6 部会員は、専門的な事項の調査を終えたときをもって、その任を終えるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、日田市商工観光部商工労政課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。

日田市中小企業振興推進会議 委員名簿

氏名	役職	種別	団体・組織名
関 谷 忠	委員長	学識経験者	別府大学国際経営学部長・大分県よろず支援拠点チーフオペレーター
坂 本 篤		中小企業支援団体	日田中小企業相談所 所長
宮 迫 誠治		中小企業支援団体	日田地区商工会 広域指導課長
加藤 広嗣		金融機関	日田信用金庫 常勤理事
伊藤 哲司		中小企業関係	大分県中小企業家同友会日田支部 幹事
佐々木 美徳		中小企業関係	日田市商店街連合会
原 田 宏実		中小企業関係	一般社団法人 日田青年会議所
財 津 達也		中小企業関係	日田ばね工業会
井 上 勝喜		中小企業関係	日田木材協同組合
木 下 周		観光関係団体	一般社団法人 日田市観光協会 事務局長
梶 原 儂子		市民団体	日田市消費者団体連絡協議会 会長